

⑤今後の災害への備え

■具体的な施策等

- 官邸の危機管理機能の強化
- 東日本大震災を踏まえた情報セキュリティ政策の推進
- 南海トラフの巨大地震及び首都直下地震への備え
- 津波避難ビル等の普及
- 孤立可能性のある集落への衛星携帯電話の配備
- 津波に関する啓発用教材
- 総合防災情報システムの整備
- 首都直下地震用衛星通信装置の更新
- 地震・津波被災実態調査
- 被災者の総合的な生活再建支援
- 避難における総合的対策の推進
- 避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上
- 津波からの避難誘導、災害時の治安対処能力の向上、犯罪の起きにくい地域づくり
- 警察の震災対応に関する調査
- 緊急消防援助隊の充実強化
- 災害対応能力の向上
- 防災教育・訓練などの防災意識の向上

- 消防機関等の活動にかかる記録の継承
- 大規模災害時等における法務省緊急連絡体制の確保
- 被災地等における治安を確保するための調査基盤の強化
- 矯正施設の防災対策
- 被災した法務省施設の復旧
- 収容施設等における防災・保安体制の強化
- 災害発生時における治安対処能力の強化
- 地震・津波等による被害像の明確化及び防災情報の強化等
- 安全・安心な社会・都市・地域の構築
- 国土強靱化に資する材料開発
- 地震発生時の人的・経済的被害の軽減化等
- 東日本大震災を受けた防災教育
- 学校施設の耐震化等
- 安定した研究環境の確保
- 災害観測・監視システムの整備
- 災害状況の迅速・広範囲な把握に有用な観測衛星
- 医療施設の耐震化
- 試験研究機関における防災対策の推進
- 飼料の安定供給対策の推進
- 災害を想定したサプライチェーン対策
- 被災農地等の復旧その他経営再開までの支援等
- 津波警報をはじめとした防災情報の適時・適切な提供
- 災害に強い国土構造への再構築
- 小笠原諸島における津波対策
- 大規模地震、津波等による離島の孤立化回避対策（衛星携帯電話等の整備）
- 住宅・建築物の省エネ化
- 住宅の省エネ化
- 住宅・建築物の耐震化
- 官庁施設の耐震化をはじめとする防災機能の強化
- 災害に強い廃棄物処理システムの構築
- 災害派遣活動基盤としての自衛隊施設の機能の維持・強化

- 災害派遣等を踏まえた防衛省における医療体制の整備
- 被災地で活躍する自衛隊に対するメンタルケア
- 隊員に対する緊急登庁支援（児童の一時預かり）態勢の整備
- 原子力、地震、津波災害への対処能力の向上
- 防災関係部署への退職自衛官等の配置や全国各地域からの隊員の確保を通じた地方公共団体との連携強化による災害対処能力の向上
- 放射能汚染環境下で利用できる装備品の研究開発
- 自衛隊と関係機関との情報共有のための通信の確保
- 地方公共団体が策定する防災計画への自衛隊の積極的な参画と防災訓練への参加
- 地域の人道支援・災害救援分野の後方支援の拠点の設置

官邸の危機管理機能の強化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(iii)政府の危機管理体制の強化等を検討する。	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付においては、国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす様々な緊急事態に迅速かつ的確に対処することができる体制を構築するため、また、政府全体として総合力を発揮することができるよう、これまでも、3.11 東日本大震災の影響等を踏まえた内部検証を実施するとともに、同検証に基づき、事案対処マニュアルの改訂、緊急参集チーム協議運営に係る内部体制見直し、情報集約・共有体制及びシステムの改善等、様々な緊急事態に対処するための体制を整備するとともに、その充実に努めてきているところである。		
当面（今年度中）の取組み		
—		
中・長期的（3 年程度）取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
—		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
予算措置なし。		

東日本大震災を踏まえた情報セキュリティ政策の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x vi)	平成27年4月
これまでの取組み		
情報セキュリティ2011、2012に基づき、東日本大震災を踏まえた情報セキュリティ政策を推進した。また、情報セキュリティの視点から、東日本大震災における政府機関及び重要インフラの情報システムに対する被害状況調査及び分析、耐災害性を強化した情報システムの在り方等に関する調査を実施した。さらに、「中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン」の改定を実施したほか、政府機関における情報システムの運用継続に向けた対処要件、重要インフラ分野における大規模 IT 障害時の効果的復旧及び耐災害性向上等のための研究開発に係る調査を実施した。		
当面(今年度中)の取組み		
—		
中・長期的(3 年程度)取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
—		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
予算措置なし。		

南海トラフの巨大地震及び首都直下地震への備え		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(i)及び(iii)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
○南海トラフ巨大地震対策については、平成 24 年7月 19 日に南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ中間報告を、平成 24 年8月 29 日に津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)を、平成 25 年3月 18 日に被害想定(第二次報告)を、平成 25 年 5 月 28 日に最終報告を公表した。また、平成 25 年 11 月に改正され、同年 12 月に施行された「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、平成 26 年3月 28 日に、南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定(内閣総理大臣指定)並びに今後 10 年間で達成すべき具体的な減災目標等を定めた「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の決定(中央防災会議決定)を行った。あわせて、基本計画に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、「津波避難対策緊急事業計画」及び「南海トラフ地震防災対策計画」の作成促進に向けた必要な助言などの支援を行うとともに、基本計画の適切なフォローアップを行った。さらに、平成 27 年3月 30 日に、基本計画に基づき、発災時の迅速な応急対策が可能となるよう、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(具体計画)を策定した。 ○首都直下地震対策については、平成 24 年7月 19 日に首都直下地震対策検討ワーキンググループ中間報告を、平成 25 年 12 月 19 日に最終報告を公表した。また、平成 25 年 11 月に制定され、同年 12 月に施行された「首都直下地震対策特別措置法」に基づき、平成 26 年3月 28 日に、首都直下地震緊急対策区域及び首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定(内閣総理大臣指定)並びに「首都直下地震緊急対策推進基本計画」及び「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」の決定(閣議決定)を行った。さらに、平成 27 年3月 31 日には同計画を変更し、今後 10 年間で達成すべき具体的な減災目標等を定めた。 ○政府の業務継続体制については、各府省庁は、政府業務継続計画(首都直下地震対策)に基づき、省庁業務継続計画の見直しを行い、内閣府は、省庁業務継続計画等の実効性を評価できるよう、有識者の意見等を踏まえ、評価の項目、手法等を作成した。 ○帰宅困難者対策については、平成 24 年9月 10 日に首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の最終報告を公表した。また、平成 25 年 1 月からは、首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議において一時滞在施設の確保などの検討を継続的にを行い、平成 27 年2月には、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を改定した。さらに、平成 27 年3月には、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の最終報告を基に、膨大な数の帰宅困難者の発生が想定される大都市圏において、官民が連携して帰宅困難者対策の検討を行う際の参考となるよう、「大規模地震の発生に伴う帰宅		

困難者対策のガイドライン」を策定した。
当面(今年度中)の取組み
○南海トラフ地震対策については、基本計画に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「津波避難対策緊急事業計画」の作成促進に向けた必要な助言などの支援を行うとともに、基本計画の適切なフォローアップを通じて、関係者が一体となった南海トラフ地震対策の推進を図る。 ○首都直下地震対策については、基本計画に基づく「首都中枢機能維持基盤整備等計画」、「地方緊急対策実施計画」及び「特定緊急対策事業推進計画」の作成促進に向けた必要な助言などの支援を行うとともに、基本計画の適切なフォローアップを通じて、関係者が一体となった首都直下地震対策の推進を図る。 ○政府の業務継続体制については、各府省庁は、省庁業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、これを見直す。また、内閣府は、省庁業務継続計画等の実効性について、有識者による評価を行い、当該評価等を勘案して、必要に応じ、省庁業務継続計画について、各府省庁と調整を行う。
中・長期的(3年程度)取組み
○南海トラフ地震対策及び首都直下地震対策については、引き続き、基本計画の適切なフォローアップ等を通じて、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民などが一体となった対策の推進を図る。 ○政府の業務継続体制については、引き続き、各府省庁は、省庁業務継続計画の実効性について評価を行い、適宜、これを見直す。また、内閣府は、省庁業務継続計画等の実効性について、有識者による評価を行い、当該評価を勘案して、必要に応じ、省庁業務継続計画について、各省庁と調整を行う。
期待される効果・達成すべき目標
○南海トラフの巨大地震及び首都直下地震発災時における被害の軽減に資する。
「平成26年度補正予算及び平成27年度予算における予算措置状況」
平成27年度予算 ・地震対策の推進に要する経費(243百万円)の内数【一般会計】

津波避難ビル等の普及		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり 及び (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員 及び ⑤今後の災害への備え	作成年月
目	②(ii)ハ 及び⑤(ii)、(iii)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
○津波避難困難地域における津波からの避難対策の推進に資するため、平成 17 年に津波避難ビル等に係るガイドラインをまとめ、津波避難ビル等の普及を進めてきた。 ○また、国土交通省と共同で、津波防災地域づくりに関する法律の管理協定が締結された津波避難施設に係る税制特例措置を設けた。 ○平成 24 年度予算において、津波対策推進事業費補助金を創設し、都道府県による津波浸水予測の実施や市町村によるハザードマップの作成等、津波対策の推進を図っている。 ○平成 24 年7月 18 日に津波避難対策検討ワーキンググループ報告を取りまとめ、津波避難対策の基本的考え方や今後の具体的な方向性について示した。		
当面(今年度中)の取組み		
○津波避難対策検討ワーキンググループ報告等を踏まえ、住民の緊急的な避難場所となる津波避難ビル等の普及を図るため、「津波避難ビル等に係るガイドライン」の改訂を予定している。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○津波対策の推進に関する法律を踏まえ、津波避難ビル等の指定等、避難を軸とした津波対策を総合的かつ効果的に推進していく。		
期待される効果・達成すべき目標		
○津波に強い国づくりを進め、津波被害の軽減を図る。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
予算措置なし		

孤立可能性のある集落への衛星携帯電話の配備		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(V)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
○ 災害時に孤立可能性のある集落に対して、災害時の救急、救助、情報収集などを行うために必要な通信手段である衛星携帯電話を配備する地方公共団体への支援として、地域防災力向上支援事業を実施。		
当面(今年度中)の取組み		
—		
中・長期的(3 年程度)取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 集落が地震、津波、土砂災害等により孤立し地上系の通信手段が途絶しても、衛星携帯電話で通信を行うことにより、迅速な応急・救急活動が可能となる。		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
—		

海からのアプローチによる医療機能提供の検討		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vi)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
首都直下地震などの大規模災害に備え、陸上の医療機関を補完し、災害時の医療機能の拡充と多様化を図るため、海からのアプローチによる医療機能の提供について、その可能性と課題を明らかにするため、既存船舶を活用した実証実験を行っている。平成 25 年度は海上自衛隊輸送艦を、平成 26 年度は、民間船舶(カーフェリー)を活用し、船舶への患者搬送、船内の医療資機材の搭載・展開、船内での模擬診療などの訓練を行った。		
当面(今年度中)の取組み		
海からのアプローチによる医療機能の提供について、その可能性と課題を明らかにするため、船の利点である移動機能などについて既存船舶を活用した実証訓練を行う。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
海からのアプローチによる医療機能提供に係る課題の取りまとめ。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
平成 27 年度予算 海からの医療機能提供に係る検討経費 50 百万円【一般会計】		

津波に関する啓発用教材		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項目	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	⑤(ix)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
東日本大震災について、各種機関が持つ映像等を活用し、津波に関する啓発用教材(DVD)を作成し、全国の小学校に配布した。 また、東日本大震災で行政担当者や、地域住民から得られた証言集、災害映像や写真から、災害の教訓を導き出し、それを継承するためのコンテンツを制作し、ホームページ等で提供している。		
当面(今年度中)の取組み		
コンテンツの充実を図るとともに、ポータルサイト『TEAM 防災ジャパン』において、作成したコンテンツを体系的に提供する。 また、『津波防災の日(11月5日)』に向け、津波防災を今年度の重点テーマとし、国民の実践的な防災行動につながる普及啓発活動に注力する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
ポータルサイトの充実を図り、これまで制作したコンテンツを含む様々な情報を活用し、津波に関する啓発の充実強化に取り組む。津波防災に関し、実践的な防災行動につながる普及啓発活動により、その定着を図る。		
期待される効果・達成すべき目標		
東日本大震災から得られた教訓から学び、これを継承することにより、国民の防災意識がより一層向上し、災害被害を減らすための取組が自発的に行われることが期待される。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
平成 27 年度予算		
防災に関する普及・啓発の推進 108 百万円の内数【一般会計】		

総合防災情報システムの整備		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x iv)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
内閣府では、政府等における災害発生状況の早期把握や、迅速・的確な意志決定を支援するため、地震の揺れによる被害推計機能及び防災情報等を地理空間情報として共有する機能を有する「総合防災情報システム」を構築して運用を行っている。		
当面(今年度中)の取組み		
総合防災情報システムの保守等による安定的な運用を図るとともに、他機関システムとの連携強化を図る。また、総合防災情報システムの更新に向けた検討を行う。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
引き続き、総合防災情報システムの継続的かつ安定的な運用を図る。		
期待される効果・達成すべき目標		
被災情報の精度の向上と入手時間の短縮化・効率化により、国の情報の収集・伝達の迅速化が図られ、災害対応能力の向上が期待される。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
総合防災情報システムの整備経費:307 百万円		

首都直下地震用衛星通信装置の更新		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x iv)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
災害発生後の迅速な被害把握や防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的な情報共有を図るため、平成 22 年度から総合防災情報システムを整備してきたところ。当該システムの情報は、地上系の中央防災無線網を介して防災関係機関が共有できるところであるが、この度の東日本大震災の教訓から、衛星系の中央防災無線網でも当該システムの情報を共有できるよう、既存の衛星通信ネットワークの機能拡充を図ることとしたもの。 平成26年度は、平成25年度補正予算により、日本銀行ほか15箇所の衛星通信装置の整備を実施し、衛星通信ネットワークの機能拡充整備を完了した。		
当面(今年度中)の取組み		
整備完了。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
整備完了。		
期待される効果・達成すべき目標		
総合防災情報システムの防災関係機関との情報共有が可能となるとともに、地上系通信回線不通時の通信の確保を図る。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
該当無し。		

地震・津波被災実態調査		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x vii)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」での審議に資するよう、岩手県、宮城県、福島県の津波被害を生じた計9市において、住民や市役所、消防団、学校、社会福祉施設、民間企業等に対する面接調査を実施した。 また、平成 23 年度に現地災害対策本部等の関係資料 PDF 化と電子アーカイブ化を完了した。		
当面(今年度中)の取組み		
—		
中・長期的(3 年程度)取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
被災地の住民等に対する避難状況等に関する実態調査を行い、地震・津波情報の入手・伝達状況、発生時の避難行動・対応状況等を明らかにし、今後の地震・津波対策に反映するとともに、東日本大震災の経験を教訓として後世に伝えることにより、地震や津波による被害の軽減に資する。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
予算措置なし		

被災者の総合的な生活再建支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(xviii)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
○災害の被害認定基準等の適正な運用のための検討、被災者生活再建支援法の運用に関しての調査を行った。 ○地方公共団体等が、被災者に対する支援を円滑に実施するためには、平常時から被災者台帳に記載すべきデータ項目の内容、作成と運用に係る手順やルールをあらかじめ示し、決めておくことが重要である。このため、実務指針において、被災者台帳作成に向けた手順として「被災者台帳作成チェックリスト」を作成し、各市区町村において活用するよう周知に努めた。		
当面(今年度中)の取組み		
○被災者生活再建支援制度の適正な運用を図るため、引き続き支援法の適用状況や支援金支給世帯の生活再建実態の調査等を行う。 ○今後発生が懸念される首都直下地震・南海トラフ地震等に備え、被災者支援施策を迅速かつ的確に実施することができるよう、住家被害認定に係る被災市町村の負担を軽減する方策等について検討を行う。 ○被災者の生活再建の全体像を理解し、各種支援メニューを踏まえて住まいの確保について総合的なカウンセリングができる人材の育成、被災者の住まいの確保について各方面の専門家が連携してトータルな対応ができる相談・情報提供体制の構築等を図る。 ○被災者台帳について、平成26年度は制度施行初年度のため、標準的な作成手順等についての検討を行ったが、外部公的機関への提供の在り方や、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)への実務における具体的な対応をまとめ、実務指針とチェックリストの見直しを図る。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○災害対策関連法制の見直し及び今年度実施する事業における検討結果を踏まえ、適切に対応していく。		
期待される効果・達成すべき目標		
○被災市町村が他の地方公共団体や民間団体の応援を得て、迅速かつ的確に被災者支援施策を実施することが期待される。 ○被災者の状況やニーズを踏まえ、災害発生から恒久的な住まいの確保へ至るまでのプロセスについて適切な助言を行える環境を整備し、被災者の平常時の生活への早期の復帰を促進することが期待される。		

○地方公共団体が被災者台帳の有効性を理解し、全国的に標準化されることにより、被災者への支援が効率化される。また、他の団体等から支援を受ける際の手続きが円滑に行われるようになることも期待される。

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

平成 27 年度予算

- ・被災者生活再建支援法関連調査経費 10 百万円【一般会計】
- ・被災者台帳等の整備・推進事業 23 百万円【一般会計】
- ・被災者の住まいのあり方に関する検討 13 百万円【一般会計】
- ・避難所等の生活環境の整備のための被災者への情報提供等に係る調査・検討 20 百万円【一般会計】

自殺対策の推進			
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所			府省名
章	5 復興施策		内閣府
節	(2) 地域における暮らしの再生	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	① 地域の支え合い	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(iii)	(x viii)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み			
○ 平成 21 年度補正予算により都道府県に造成した地域自殺対策緊急強化基金について、被災者・支援者の心のケア等に積極的にされたい旨都道府県に周知した。 ○ 平成 23 年度第 3 次補正予算により、地域自殺対策緊急強化基金に 37 億円を積み増した。 ○ 被災者・支援者一般向けの心のケアについてのリーフレット「ほっと安心手帳」について、心理的状況の変化に応じて、「災害発生直後から半年」（第一弾）と「災害発生半年後から一年」（第二段）の 2 種類を作成し、希望に応じて被災地を始めとする都道府県・政令指定都市等に送付するとともに、ホームページで公表した。更に、「災害発生後一年後～」(第三弾)を作成し、ホームページで公表した。 ○ 「被災地対応編」を盛り込んだゲートキーパー養成研修用テキスト及び DVD を作成し、宮城県において被災地における対応も含めたゲートキーパー養成のための研修を実施した。 ○ 全国自殺対策主管課長等会議において、東日本大震災の被災者等に関する取組の推進について要請した。 ○ 福島県において自殺対策官民連携協働ブロック会議及び自殺対策人材養成研修を開催し、被災地において自殺対策に取り組む自治体職員や民間団体を招き、自殺の状況及び取組について情報を共有するとともに、連携の在り方等について意見交換を行った。			
当面(今年度中)の取組み			
○ 引き続き、地域自殺対策緊急強化基金等を通じて、被災地を含めた地域における自殺対策を支援する。			
中・長期的(3 年程度)取組み			
○ 自殺総合対策大綱に基づき、被災地を含めた地域の実情に応じたきめ細かな自殺対策を推進する。			
期待される効果・達成すべき目標			
○ 東日本大震災の影響も含めた経済情勢の変化や社会不安の増大による自殺の増加という深刻な事態の招来を予防する。			

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」
予算措置なし

避難における総合的対策の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x ix)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
○ 平成 25 年6月に避難所における生活環境の整備等を盛り込んだ災害対策基本法の改正を行い、平成 25 年8月に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定・公表した。これを受け、平成 25 年度には、都道府県・市町村の防災担当者や福祉担当者を対象として、全国9か所でブロック会議を開催し、これらを踏まえた市町村の取組が徹底されるよう周知に努めた。また、平成 26 年度においては、実態調査を行った。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 法改正を踏まえ設けられた避難所の指定や生活環境の整備が進展するよう行われた平成26年度の避難所の運営等に関する実態調査により判明した課題等について、幅広く検討し必要な対策を講じるため、有識者等による検討会を開催する。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 引き続き、策定した市町村向けの取組指針について周知徹底する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 法改正に基づく避難所の指定や生活環境の整備について地方公共団体の取組促進により、よりきめ細かな被災者援護が期待される。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
平成 27 年度予算 避難所等の生活環境の整備のための被災者への情報提供等に係る調査・検討 20 百万円【一般会計】		

避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	警察庁
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(v) 大災害時に、「公助」を担う主体である警察、消防、海上保安庁、自衛隊等による長期間、広範囲かつ大規模な避難活動、救援活動や救急・救出救助活動が迅速に行われるとともに、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保する。また、最大規模の外力に対するリスク評価、防災拠点（災害に強い施設）・情報伝達体制・警戒避難体制の整備、社会基盤の防災対策の強化とルートの多重化、必要な技術開発、災害に強い供給網の構築、企業の事業継続の取組みの促進等を行う。 （略） あわせて災害時に道路網を有効活用し円滑な輸送に資するための情報化等のソフト施策を推進する。 (vi) 今回の地震・津波災害、原子力災害に対する、警察、消防、海上保安庁、自衛隊や「共助」を担う主体である消防団などの装備や活動等を踏まえ、災害応急対策の能力を強化し、後方支援（メンタルケアや託児支援を含む）を含む災害対処能力を向上させる （略） また、警察、消防、海上保安庁、自衛隊は災害時において情報共有等一層の連携の強化を図る。 (vii) （略） また、国と地方公共団体の連携強化を図るため、自衛隊等の関係機関が防災訓練に積極的に参加する。 （略）	平成 27 年5月
これまでの取組み		
① 警察施設の耐震化 大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす重要な施設として、警察本部及び警察署の耐震化を推進している。		
② 信号機電源付加装置の整備等【再掲 5(1)②(ii)】		
③ 民間プローブ情報の活用による交通情報提供の高度化 民間事業者が保有するプローブ情報を活用しつつ、災害時に交通情報を提供するための環境を整備した。		
④ 避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等 警察による避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等のため、		
○ 警察庁次長を長とする災害対策検討委員会が示達(平成 23 年 11 月)した「災害に係る危機管理体制の再点検・再構築」のための重要検討事項に基づき、対策を継続して推進		
○ 「国家公安委員会・警察庁業務継続計画」を改定(平成 24 年 5 月、26 年 10 月)するとともに、都道府県警察における業務継続計画の策定を指示(平成 25 年度までに策定)		
○ 警察災害派遣隊を設置(平成 24 年 5 月)し、管区警察局等において災害対応能力向上のための合同訓練等を継続して実施		
○ 津波災害対策、原子力災害対策等を強化するため、「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」を修正(平成 24 年 3 月、25 年 1 月、26 年 3 月)		

○ 大規模災害発生時の救出救助、避難誘導、情報伝達等に有効な装備資機材を整備 ○ より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の企画・立案や、国土強靱化に向けた取組を推進するなどした。
⑤ 警察情報通信の維持・強化 ○ 地震等の自然災害を想定した訓練 ○ 災害時の通信機能維持に必要な資機材の整備 等、災害時に警察活動に必要な通信を迅速・的確に確保するための態勢の強化に取り組んだ。
当面(今年度中)の取組み
① 警察施設の耐震化(当面の取組段階) 引き続き、大規模災害時に防災拠点となる警察本部及び警察署の耐震化を推進する。
② 信号機電源付加装置の整備等(当面の取組段階)【再掲 5(1)②(ii)】
③ 民間プローブ情報の活用による交通情報提供の高度化(当面の取組段階) 民間事業者が保有するプローブ情報を活用しつつ災害時の交通情報を提供するためのシステムの効率的な運用を推進する。
④ 避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等(当面の取組段階) 警察による避難誘導、救出救助等の災害対処能力向上等のため、 ○ 想定浸水域やEPZの拡大による避難誘導の長期化・広域化・大規模化を見据えた、都道府県警察における活動要領の見直し及び避難行動要支援者に関する調査についての都道府県警察への指示 ○ 大規模災害発生時における救出救助、避難誘導、情報伝達等に有効な資機材の整備 ○ 地震・豪雨等の自然災害、原子力災害等の事故災害を想定し、外部委託や有識者の知見を活用した訓練の企画・立案 ○ 政府が策定する各地震対策に係る計画と連動した部隊派遣計画の策定 ○ 様々な災害や状況を想定した訓練環境の整備や合同訓練の実施等、国土強靱化に関し設定した指標達成に向けた取組を実施する。
⑤ 警察情報通信の維持・強化(当面の取組段階) 引き続き、警察情報通信の維持・強化に取り組む。
中・長期的(3年程度)取組み
① 警察施設の耐震化(中長期段階) 引き続き、大規模災害時に防災拠点となる警察本部及び警察署の耐震化を推進する。
② 信号機電源付加装置の整備等(中長期段階)【再掲5(1)②(ii)】
③ 民間プローブ情報の活用による交通情報提供の高度化(中長期段階) 民間事業者が保有するプローブ情報を活用しつつ、災害時における交通情報の提供の高度化を図る。
④ 避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等(中長期段階) ○ 関係機関との連携強化や、民間の知見活用に配慮した、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の推進 ○ 政府、自治体が策定する避難計画、帰宅困難者対策等各種計画に対応した取組 ○ 技術開発の動向を見据えた、救出救助、避難誘導、情報伝達等に有効な資機材の継続的・計画的整備の検討 ○ 広域緊急援助隊の在り方に関する検討結果を踏まえた派遣計画の改定及び自活能力の向上の推進 ○ 政府が策定する各地震対策に係る計画と連動する部隊派遣計画の策定と、同派遣計画を踏まえた訓練の企画・立案を実施する。

⑤ 警察情報通信の維持・強化(中長期段階) 引き続き、警察情報通信の維持・強化を実施する。	
期待される効果・達成すべき目標	
① 「警察施設の耐震化」について 警察本部及び警察署の耐震化を図ることにより、大規模災害時における防災拠点としての機能を確保し、災害対処能力を向上させる。	
② 「信号機電源付加装置の整備等」及び「民間プローブ情報の活用による交通情報提供の高度化」について 災害時における道路交通の混乱を最小限に抑えるとともに、信号の制御や交通情報の提供により交通の流れを整序化することにより災害に強い交通・物流網を構築する。	
③ 「避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等」について 津波災害、原子力災害を始めとする、大規模な災害が発生した場合における長期間、広範囲かつ大規模な避難誘導や救出救助等を迅速に行うための態勢を整えるなど、災害対処能力を向上させる。	
④ 「警察情報通信の維持・強化」について 警察情報通信の耐災害性を強化し、災害発生時においても、警察活動の基盤である警察情報通信の機能を維持し、被災者の避難誘導、救出救助、迅速かつ的確な捜査活動等の警察活動を継続する。	
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年予算における予算措置状況	
・ 警察施設の耐震化	115 百万円【平成 26 年度補正予算(一般会計)】 878 百万円【平成 27 年度予算(一般会計)】 159 百万円【平成 27 年度予算(東日本大震災復興特別会計)】
・ 交通安全施設等整備事業に要する経費	18,166 百万円【平成 27 年度予算(一般会計)】
・ 交通安全施設等整備事業に要する経費	335 百万円【平成 27 年度予算(東日本大震災復興特別会計)】
・ プローブ情報の活用による災害時の交通情報サービス環境の整備	12 百万円【平成 27 年度予算(一般会計)】
・ 災害訓練施設・災害警備用資機材の整備に必要な経費	617 百万円【平成 26 年度補正予算(一般会計)】
・ 災害訓練施設・災害警備資機材の整備に必要な経費	58 百万円【平成 27 年度予算(一般会計)】
・ 警察情報通信基盤の耐災害性の向上	1,098 百万円【平成 26 年度補正予算(一般会計)】
・ 国土強靱化のための警察情報通信基盤の整備に必要な経費	983 百万円【平成 27 年度予算(一般会計)】
・ 被災した警察署等の通信施設等の整備に必要な経費	33 百万円【平成 27 年度予算(東日本大震災復興特別会計)】

津波からの避難誘導、災害時の治安対処能力の向上、 犯罪の起きにくい地域づくり		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	警察庁
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(x) 津波災害における避難誘導のあり方を再検証し、対策の見直しを進める。また、災害発生時にも治安上の問題が生じないように、治安関係機関の対処能力を強化するとともに、地域社会の絆を強化し、防犯設備の計画的配置や防犯ボランティアの活動支援等により、犯罪の起きにくい地域づくりを進める。	平成 27 年5月
これまでの取り組み		
① ATM の防犯対策 被災地では ATM を対象とした窃盗が多く発生したことから、関係省庁と関係金融機関及び ATM 運営会社との間で、コンビニエンスストア等に設置された ATM の防犯対策の強化について協議し、大規模災害発生時における連絡体制の構築、現金回収が必要な場合の早期の対応及び ATM の防犯性能の強化について申し合わせた。		
② 犯罪の起きにくいまちづくり等【再掲 5(1)①(ii)】		
③ 震災便乗詐欺や復旧・復興関連公共事業をめぐる不正に係る情報収集等 【再掲 5(2)①(iv)の一部】		
④ 検視、身元確認等に係る対処能力の向上 広域緊急援助隊(刑事部隊)の編成、運用等について所要の見直しを行った。 医師会・地方自治体等と連携して、合同訓練の実施、検視や身元確認業務に係る協定の締結等を行った。		
⑤ 避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】		
⑥ 警察情報通信の維持・強化【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】		
当面(今年度中)の取り組み		
① ATM の防犯対策(当面の取組段階) 「ATM 防犯対策」に係る申合せの内容が風化することがないよう、引き続き金融機関等に対する助言・指導を実施するとともに、関係機関・団体との連携強化を図る。		
② 犯罪の起きにくいまちづくり等(当面の取組段階)【再掲 5(1)①(ii)】		
③ 震災便乗詐欺や復旧・復興関連公共事業をめぐる不正に係る情報収集等(当面の取組段階)【再掲 5(2)①(iv)の一部】		
④ 検視、身元確認等に係る対処能力の向上(当面の取組段階) 引き続き、検視、身元確認作業の効率的かつ効果的な実施に向け、医師会・地方自治体等と合同訓練、協議等を行う。		
⑤ 避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】		
⑥ 警察情報通信の維持・強化(当面の取組段階)【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】		
中・長期的(3 年程度)取組み		
① ATM の防犯対策(中長期段階) 「ATM 防犯対策」に係る申合せの内容が風化することがないよう、引き続き金融機関等に対する助言・指導を実施するとともに、関係機関・団体との連携強化を図る。		
② 犯罪の起きにくいまちづくり等(中長期段階)【再掲 5(1)①(ii)】		

③ 震災便乗詐欺や復旧・復興関連公共事業をめぐる不正に係る情報収集等(中長期段階) 【再掲 5(2)①(iv)の一部】
④ 検視、身元確認等に係る対処能力の向上(中長期段階) 検視、身元確認等に係る各種装備資機材の整備・充実を図る。 医師会・地方自治体等との連携を強化し、検視、身元確認等に係る対処能力の向上・習熟を図る。 検視場所・遺体安置場所の指定及び身元不明遺体引渡し業務について、地方自治体との協議を推進する。
⑤ 避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等(中長期段階)【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】
⑥ 警察情報通信の維持・強化(中長期段階)【再掲 5(4)⑤(v)、(vi)、(vii)】
期待される効果・達成すべき目標
① 「ATMの防犯対策」及び「犯罪の起きにくいまちづくり等」について 大規模災害の発生時にも治安上の問題が生じないようにする。
② 「震災便乗詐欺や復旧・復興関連公共事業をめぐる不正に係る情報収集等」について 震災に便乗した詐欺や復旧・復興関連の公共事業をめぐる各種不正に対して的確に対応するため、関連情報の収集・分析を推進し、データベースの更なる拡充を図るとともに、関連情報の整理・検討を実施することにより、震災時にこの種の事犯に対して的確に対応する能力を一層強化する。
③ 「検視、身元確認等に係る対処能力の向上」について 大規模な災害が発生した場合における検視・身元確認等を迅速・的確に行うための態勢を整える。
④ 「避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等」について 津波災害、原子力災害を始めとする、大規模な災害が発生した場合における長期間、広範囲かつ大規模な避難誘導や救出救助等を迅速に行うための態勢を整える。
⑤ 「警察情報通信の維持・強化」について 警察情報通信の耐災害性を強化し、災害発生時においても、警察活動の基盤である警察情報通信の機能を維持し、被災者の避難誘導・救出救助、迅速かつ的確な捜査活動等の警察活動を継続する。
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年予算における予算措置状況
- 災害訓練施設・災害警備用資機材の整備に必要な経費 617 百万円【平成 26 年度補正予算(一般会計)】 - 災害訓練施設・災害警備用資機材の整備に必要な経費 58 百万円【平成 27 年度予算(一般会計)】 - 警察情報通信基盤の耐災害性の向上 1,098 百万円【平成 26 年度補正予算(一般会計)】 - 国土強靱化のための警察情報通信基盤の整備に必要な経費 983 百万円【平成 27 年度予算(一般会計)】 - 被災した警察署等の通信施設等の整備に必要な経費 33 百万円【平成 27 年度予算(東日本大震災復興特別会計)】

警察の震災対応に関する調査		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	警察庁
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(x vii) 被災地の行政担当者や地域住民、国の現地災害対策本部職員等からの聴き取り等により、発災時の具体的な状況や避難行動、その後の行政等の対応等について把握し、今後の取組みに生かす。	平成 27 年5月
これまでの取組み		
① 今後の取組に生かすための震災対応の活動実態、反省事項等の聴取 被災県の警察及び被災県以外の都道府県警察から派遣された部隊による震災対応の活動実態や反省・教訓事項のほか、実施中又は実施予定の施策に関し、管区警察局及び都道府県警察に緊急調査を行い、避難誘導、救出救助等の災害対処能力の向上等のための各種施策に調査結果を活用している。		
当面(今年度中)の取組み		
① 今後の取組に生かすための震災対応の活動実態、反省事項等の聴取(当面の取組段階) 今後の震災対応に係る施策の立案に当たって必要な情報を収集するため、必要に応じて調査の対象を拡大させつつ、更に調査を継続するとともに、調査結果を各種施策に反映する。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
① 聴取した活動実態等の情報を生かした取組の推進等 調査結果を反映させた各種施策を推進するとともに、必要に応じて更に調査を実施する。		
期待される効果・達成すべき目標		
① 「今後の取組に生かすための震災対応の活動実態、反省事項等の聴取」等について調査結果を各種施策に反映させることにより、より実態に沿った震災対応を実現する。		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		

緊急消防援助隊の充実強化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v) ※緊急消防援助隊については、(vi)、(vii)に再掲。	平成 27 年 6 月
これまでの取り組み		
(緊急消防援助隊の充実強化について) ①緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(以下、「基本計画」という。) 緊急消防援助隊を構成する部隊の編成、装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定める基本計画を見直し、平成 30 年度末までの登録目標を 6,000 隊規模に大幅増隊し、強化を行うこととしている。 また、同計画の見直しにより新設された統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)について、具体的な運用の確立を図っている。 ②緊急消防援助隊設備整備費補助金 基本計画に基づく設備の整備について、補助を行っている。(国庫1/2) ③緊急消防援助隊の装備(無償使用) 緊急消防援助隊の活動に必要な設備等のうち地方公共団体が整備することが非効率的なものについては、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとしている。 (救急・救助活動の充実強化について) ①「平成 23 年度救急業務のあり方に関する検討会」において、災害時における救急業務のあり方について検討し、情報通信網が途絶した場合を想定した救急搬送体制の強化の必要性、メディカルコントロール体制のあり方等について検討結果を報告した。 ②災害時における救助能力の向上を図るため、「救助技術の高度化等検討会」において、救助体制、救助技術、救助資機材などの高度化等について検討している。平成23年度は、大規模耐火建物の倒壊や座屈現場での救助活動要領、平成24・25年度は、東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所事故をはじめ NBC 災害に対応した「化学災害又は生物災害時における消防機関が行		

う活動マニュアル」及び「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、平成26年度は、震災等により発生する可能性のある大規模な土砂災害に対応した「土砂災害時における消防機関の救助活動要領」をとりまとめた。

(情報伝達体制の整備について)

①東日本大震災により被害を受けた消防救急無線、防災行政無線については、被災地の実情に応じたアナログ方式による当面の復旧やデジタル方式による復旧も可能となるよう、補助金(国庫2／3)を交付した。

なお、平成27年3月末現在の交付決定状況は下のとおり。

○消防救急無線施設 のべ26団体、50億22百万円

設備 のべ33団体、88億47百万円

○防災行政無線施設 のべ73団体 88億37百万円

設備 のべ89団体 44億87百万円

②平成23年度第3次補正予算により、今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、通信基盤を整備・高度化し、市町村防災行政無線通信機の学校・病院等への整備、消防救急無線のデジタル化（緊急消防援助隊機能強化）、全国瞬時警報システム（以下「J-ALERT」という。）の整備に必要な経費を補助し、消防広域応援体制や情報伝達体制を強化した。

また、平成24年度にJ-ALERTのバックアップ体制の整備を終えた。

なお、当該補助金の交付決定状況は下のとおり。

○ 双方向通話が可能な防災行政無線への補助金

のべ180団体 35.1億円

○ 消防救急無線のデジタル化への補助金

のべ131団体 96.3億円

○ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)への補助金

92団体 1億円

③大津波警報等の緊急情報のリアルタイムでの伝達体制を早急に強化するため、平成25年度当初予算(復興特別会計)により福島県内市町村における複数の情報伝達手段を自動起動するための整備に係る経費を全額交付した。

なお、交付決定状況は下のとおり。

○ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)への交付金

15団体 1.4億円

また、平成24年度補正予算、平成25年度当初予算(一般会計)及び平成25年度補正予算により未整備団体におけるJ-ALERTの受信機及び自動起動機の整備を全額交付した。

なお、交付決定状況は下のとおり。

○ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)への交付金

315団体 37.6億円

- ③住民への災害情報の伝達手段の多重化・多様化を推進するため、住民への災害情報伝達手段の多様化実証実験の実施、災害情報伝達手段の整備等に関する手引き等の策定、専門的な知見を有するアドバイザーを地方公共団体へ派遣した。

当面(今年度中)の取組み

(緊急消防援助隊の充実強化について)

①緊急消防援助隊アクションプランの策定及び見直し

今後、発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震について、出動計画や部隊規模のあり方などについて検討を進め、アクションプランの策定及び見直しを行う。

②長期に及ぶ消防応援活動への対応強化

後方支援活動に必要な資機材及び各種の後方支援車両の配備を行っていく。

③オペレーションの強化

ヘリサット等を活用したヘリコプターによる情報収集、動態管理システムの拡充等により部隊や関係機関との連絡調整機能を高め、緊急消防援助隊のオペレーションを強化する。

④情報通信基盤の充実強化

消防救急無線のデジタル化等による通信基盤の充実強化に取り組む。

(救急・救助活動の充実強化について)

①災害時における救急業務のあり方にかかる検討

「平成23年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」を踏まえ、病院選定に支障をきたさないよう、救急搬送体制の強化を行うほか、応急手当の普及促進策を検討するなど、引き続き必要な取組を推進していく。

(情報伝達体制の整備について)

①消防防災通信基盤の整備

今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、消防救急無線のデジタル化(緊急消防援助隊機能強化)等通信基盤の整備・高度化を進める。

②住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化

J-ALERTにより自動起動される情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図り、J-ALERTによる緊急情報のリアルタイムでの提供を確実に実施する。また、地方公共団体の実情に応じた災害情報伝達手段の多重化・多様化を図る

ため、専門的な知見を有するアドバイザーを派遣する。

中・長期的(3 年程度) 取組み

(緊急消防援助隊の充実強化について)

① 緊急消防援助隊の大幅増隊

南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的な非常災害に備え、平成 30 年度までに 6000 隊へ大幅増隊するため、あらゆる機会を捉えて部隊登録の推進を行う。

② 緊急消防援助隊の設備の充実強化

今後の大規模災害への対応力の向上を目指し、緊急消防援助隊を基本計画に即して計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するため、消防用車両等設備の充実強化を図る。

③ 緊急消防援助隊のオペレーションの高度化

南海トラフ地震や首都直下地震の発生時においても、緊急消防援助隊の指揮、運用がより迅速、的確に行えるように、システムの改修や効果的な訓練の実施等に取り組み、部隊や関係機関との連絡調整機能を高め、緊急消防援助隊のオペレーションを高度化する。

(情報伝達体制の整備について)

① 消防防災通信基盤の整備

消防広域応援体制や消防救急無線のデジタル化等情報伝達体制の強化を引き続き推進する。

② 消防防災情報通信体制の高度化

消防救急デジタル無線のデジタル化の移行期限である平成28年5月までの全国の消防救急無線の確実かつ円滑なデジタル化を確実に行うため、財政的、技術的支援を行う。

③ 住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化

J-ALERTにより自動起動される情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図り、J-ALERTによる緊急情報のリアルタイムでの提供を確実に実施する。

期待される効果・達成すべき目標

(緊急消防援助隊の充実強化について)

今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等への対応も念頭に、東日本大震災に際しての大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能を更に強化する。

(情報伝達体制の整備について)

○地域の実情に合わせた効果的な災害情報伝達手段の整備を推進する。

○消防救急無線デジタル化の期限である平成 28 年5月までに全消防本部でデジタル化を達成する。

○すべての住民に対して、J-ALERTによって、緊急情報を迅速かつ確実に提供できるよう図る。

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

- ・緊急消防援助隊無償使用車両等の配備 400 百万円
- ・緊急消防援助隊無償使用車両等の配備 590 百万円【平成 26 年度補正予算】
- ・エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム等の配備 420 百万円
- ・エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発 225 百万円
- ・緊急消防援助隊航空部隊の通信機能の強化に要する経費
260 百万円【平成 26 年度補正予算】
- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金
4,898 百万円(うち消防救急無線のデジタル化推進 400 百万円)
- ・消防防災施設災害復旧費補助金 (2,427 百万円の内数)【復興特会】
- ・消防防災設備災害復旧費補助金 (470 百万円の内数)【復興特会】

災害対応能力の向上		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vi) ※災害応急対策能力の強化については、(v)の再掲、また(vii)にも再掲。	平成 27 年 6 月
これまでの取組み		
(災害応急対策能力の強化について) ①緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画 (以下、「基本計画」という。) 緊急消防援助隊を構成する部隊の編成、装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定める基本計画を見直し、平成 30 年度末までの登録目標を 6,000 隊規模に拡大し、強化を行うこととしている。 また、同計画の見直しにより新設された統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)について、具体的な運用の確立を図っている。 ②緊急消防援助隊設備整備費補助金 基本計画に基づく設備の整備について、補助を行っている。(国庫1/2) ③緊急消防援助隊の装備(無償使用) 緊急消防援助隊の活動に必要な設備等のうち地方公共団体が整備することが非効率的なものについては、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとしている。 (消防団員の安全対策の推進について) ①消防団員の安全対策の推進 全国の消防団員が災害現場において、より安全に活動できるよう装備の充実強化を図る。特に東日本大震災における津波被害の教訓を踏まえ、ライフジャケットなどの安全対策装備の整備に必要な経費を補助(国庫1/3)。 ②消防団活動のあり方等に関する検討会 平成23年11月に関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を設置し、平成24年3月に津波災害時の消防団員の安全確保対策を中心とした中間報告書を取りまとめ、地方公共団体に周知した。さらに、平成24年8月に、消防団の装備・教育訓練の		

充実、消防団の処遇改善・入団促進策及び地域住民の防災意識の向上等を含めた報告書を取りまとめ、地方公共団体に周知した。

③災害対応指導者育成支援事業の実施

消防団員の安全確保及び消防団の災害対応能力の更なる向上を図るため、47都道府県において、安全管理や幅広い防災知識、図上訓練等の企画・運営能力を持った消防団員の育成を図った。

④消防団を中核とした地域総合防災力強化事業

地域防災を担う消防団が災害時に安全な活動を組織的にできるよう、大規模災害時の新たな安全管理マニュアルに基づく活動に必要な資機材及びその積載車の整備を行い、検証訓練を実施。検証訓練の結果を消防団の装備基準の見直しに反映させるとともに、報告書として取りまとめ共有することにより、全国において、地域の総合的な防災力の強化を図った。

⑤「消防団の装備の基準」、「消防学校の教育訓練の基準」の改正

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行を受け、トランシーバーやライフジャケットなどの安全装備品等の充実を図るため、「消防団の装備の基準」を改正するとともに、現場指揮者に対し、救助活動・安全管理の教育訓練の充実を図るため、「消防学校の教育訓練の基準」を改正した。

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

①惨事ストレス対策研究会

東日本大震災後における消防職団員の惨事ストレスの状況やこれまでの惨事ストレス対策の実施状況を踏まえつつ、国・都道府県・消防本部等の各般各層における惨事ストレス対策の充実・強化を図るため、平成24年度に「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」を開催し、より効果的な惨事ストレス対策を検討した。

②惨事ストレス対策の周知

「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」の結果を踏まえた今後の惨事ストレス対策を周知するため、また、消防の関係各機関において惨事ストレス対策を推進するにあたり惨事ストレスに対する理解を深めるため、実務担当者を対象とした説明会を全国8会場(全9回)で実施した。

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

① 地域防災計画における地震・津波対策等の充実・強化に関する検討会

東日本大震災を踏まえた、地方公共団体の災害対応の検証を行い、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援した。(平成23年12月とりまとめ)

②東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討

会

地震の揺れや津波で被害を受けていた危険物施設等の実態調査を行い、実態調査の分析結果を踏まえて危険物施設等における地震・津波対策のあり方について検討を行った。(平成 23 年5月から開催、12 月 22 日に検討報告書を公表)。検討結果を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策について、地方公共団体へ通知を発出した。

さらに、危険物の規制に関する規則を改正し、予防規程に定めなければならない事項に、地震が発生した場合に加え、地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関することを追加した(平成 24 年 5 月)。

また、東日本大震災の実態調査を踏まえ、地震等の災害時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い時の安全対策のあり方について検討(平成 24 年6月から開催)し、平成 25 年3月に検討報告書を取りまとめた。検討結果を踏まえた地震等の災害時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い時の安全対策のあり方について、地方公共団体へ通知を発出した。

東日本大震災を踏まえ、震災等に係る被害の軽減及び早急な施設の復旧に資するため、危険物施設における震災等対策を適切かつ容易にするための緊急対応マニュアルのガイドラインを平成 26 年3月にとりまとめた。

③救急業務のあり方に関する検討会(災害時における救急業務のあり方に関する作業部会)

東日本大震災における救急業務の実態を踏まえ、今後の大規模災害時の救急業務のあり方について、課題やその対応策及び、必要な制度の見直しを検討(平成 23 年6月から開催)し、平成 24 年 3 月、救急業務のあり方に関する検討会報告書を取りまとめた。

④消防・救助技術の高度化等検討会

東日本大震災での東京電力福島第一原子力発電所事故における消防活動や、近年の NBC 災害対応資機材の高性能化を踏まえ、NBC 災害対応力の向上や救助活動等の迅速化、効率化を図るため、従前の NBC 災害に関するマニュアルの内容の見直しについて検証・検討を行い、「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」及び「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」としてとりまとめた。

⑤リチウムイオン電池に係る規制のあり方

東日本大震災に伴う原子力発電所事故に端を発する電力需給対策に対応するため、リチウムイオン電池の火災危険性等について実証実験等を行い、規制のあり方について検討を行った(平成 23 年8月から開催、平成 23 年 12 月 16 日に検討報告書を取りまとめた。)。検討結果を受けて、平成 23 年 12 月 27 日付け

で各地方公共団体へ通知を発出し、また、平成 24 年 5 月に危険物の規制に関する政令を改正した。

⑥コンビナート施設被害の調査・解析

東日本大震災や最近の石油コンビナートでの重大事故で見られる災害事象を踏まえ、災害シナリオ等の追加、避難計画の考え方等の追加を行い「石油コンビナートの防災アセスメント指針」を改定した。さらに、特定防災施設等（流出油防止堤等）の地震による影響評価について簡易な評価マニュアルを示した。また、特定防災施設等の地震・津波への対処等に関しては、応急対策・代替措置等を示した。

また、東日本大震災を踏まえ、緊急性の高い調査解析事業として、石油コンビナートの被害調査及び大規模火災に係る調査研究を行った。さらに、津波による水没地域による消防活動の対応方策について検討、検証を行い、情報収集用の無人偵察ヘリの研究開発やプロトタイプの車両開発を行った。

石油コンビナートや化学プラントで大規模な火災が発生した状況において、リモート操作が可能で、自律的に動作し、火災抑制、消火活動や活動の支援を行うことができる消防ロボットシステムの詳細設計を完了した。

⑦緊急度判定（トライアージ）体系の構築

東日本大震災を踏まえ、地域救護力の向上を図るため、平成 24 年度、大規模災害時等における社会全体の各段階で共有する緊急度判定（トライアージ）体系の構築・実証検証等を行い、傷病者の最終的な転帰等に関する分析を行った。

⑧石油コンビナート等の防災施設の点検基準等のあり方

災害の拡大防止のための防災施設（消火用屋外給水施設、流出油等防止堤等）について、耐災害性の確保という観点から、経年劣化を考慮した点検基準や機能維持のために必要な応急対策のあり方について整理し、関係告示の改正等を実施した。

⑨災害の現場における事業所からの適切な情報提供

災害の現場において活動を行う消防機関の職員に対して速やかに応急措置上必要な情報が提供されるよう、事業者に対して、自衛防災組織が行うべき防災業務を定めた防災規程に情報の提供体制に関する事項を追加することを義務づける省令改正を実施した。

⑩放射線等に関する検知・防護資機材の調査・整理

東京電力福島原子力発電所事故等を踏まえ、技術的な進展の著しい放射性物質や放射線に関する検知や防護の資機材の種類・性能について調査・整理を実施した。

⑪大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方

災害初期における対応策を中心に、大規模災害発生時における消防本部

の効果的な活動のあり方や職員の安全対策を含め、消防本部が具体的に取るべき方策等について検討を実施。平成23年11月から平成24年3月の間に5回の検討会を開催、平成24年4月に報告書の送付等により、全国の消防本部に周知した。

当面(今年度中)の取組み

(災害応急対策能力の強化について)

①緊急消防援助隊アクションプランの策定及び見直し

今後、発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震について、出動計画や部隊規模のあり方などについて検討を進め、アクションプランの策定及び見直しを行う。

②緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練及び全国合同訓練の実施

緊急消防援助隊の迅速・安全な出動、的確な部隊運用及び関係機関との連携強化を図るため、全国を6つの地域ブロックに分け、各地域ブロックにおいて訓練を実施する。

また、南海トラフ地震や首都直下地震が発生した場合、被害が甚大で広域に及ぶことから、全国の緊急消防援助隊及び関係機関等が一堂に会す5年に1度の全国合同訓練を実施し、大規模災害への対応力の強化を図る。

③長期に及ぶ消防応援活動への対応強化

後方支援活動に必要な資機材及び各種の後方支援車両の整備を行っていく。

④情報通信基盤の充実強化

情報収集・共有機能の強化のため、消防救急無線のデジタル化等による通信基盤の充実強化などに取り組む。

(消防団の充実強化について)

大規模災害時の地域の総合的な防災力を高めるため、救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車等を消防団及び消防学校に配備し、訓練を実施することにより、消防団員の災害対応能力の向上を図る。

(自主防災組織等の育成について)

自主防災組織をはじめとする地域の防災リーダーの育成強化を図るため、初期消火用資機材及び救助・救護用資機材の整備を行い、災害時に消防団と自主防災組織等が連携して活動することを目指して、消防職団員等が自主防災組織等に対し、当該資機材を活用した訓練等を行う。

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

「大規模災害時に係る惨事ストレス対策研究会」における検討結果を踏まえ、以下の取組を行う。

- ①消防職団員に対する惨事ストレス対策に関する教育、普及・啓発
- ②都道府県レベルでの広域的な体制整備及び専門家の確保に向けての働きかけ
- ③消防庁の「緊急時メンタルサポートチーム」の充実

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

東日本大震災による被害等を踏まえ、以下の消防防災技術の調査研究を行う。

- ①消防活動を支援するためのロボット技術の研究開発

石油コンビナートや化学プラントで大規模な火災が発生した状況において、リモート操作が可能で、自律的に動作し、火災抑制、消火活動や活動の支援を行うことができる消防ロボットシステムの部分試作及びその検証試験を行う。また、津波による水没地域における情報収集活動を実施する無人偵察ヘリの研究開発や消火・救助・救急搬送消防活動に必要な車両の研究開発を行う。

中・長期的(3 年程度)取組み

(災害応急対策能力の強化について)

- ①緊急消防援助隊の大幅増隊

南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的な非常災害に備え、平成 30 年度までに 6000 隊へ大幅増隊するため、あらゆる機会を捉えて部隊登録の推進を行う。

- ②緊急消防援助隊の設備の充実強化

今後の大規模災害への対応力の向上を目指し、緊急消防援助隊を基本計画に即して計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するため、消防用車両等設備の充実強化を図る。

(消防団の充実強化について)

消防団は、社会環境の変化や就業構造の変化により団員の減少や高齢化が進んでいる。「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を踏まえ、消防団員の確保をはじめ、処遇の改善、装備・教育訓練の充実強化等に取り組み、地域防災力の強化を図る。

(自主防災組織等の育成等について)

防災体制の強化については、消防機関などのほか、住民によるコミュニティにおける自主防災活動を促進し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要である。このため、自主防災組織、女性(婦人)防火クラブ、少年消防クラブなどの育成を推

進する。

（消防職団員の惨事ストレス対策について）

- ①都道府県レベルでの広域的な体制整備を推進するため、都道府県、消防本部等の支援を行う。
- ②消防職団員の惨事ストレスに対応できる専門家（緊急時メンタルサポートチーム・地域メンタルサポートメンバー）を確保する。
- ③都道府県レベルでの体制が整備されるまでの間、地元の要請を踏まえつつ、必要とする消防本部等に「緊急時メンタルサポートチーム」を派遣し、必要な助言等を行う。

（震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について）

東日本大震災を踏まえ、危険物の取扱い、消防活動のあり方等消防防災技術の調査研究を行う。また、石油コンビナートや化学プラントで大規模な火災が発生した状況において、リモート操作が可能で、自律的に動作し、火災抑制、消火活動や活動の支援を行うことができる消防ロボットシステムを開発する。

期待される効果・達成すべき目標

（災害応急対策能力の強化について）

今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等への対応も念頭に、東日本大震災に際しての大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能を更に強化する。

（消防団の充実強化について）

消防団の充実強化を図ることにより、地域の総合的な防災力の向上を図る。

（自主防災組織等の育成等について）

自主防災組織の育成推進を通して、全国各地において安心安全なまちづくりを促進し、地域の防災力を向上させ、大規模災害時の被害軽減に寄与する。

（消防職団員の惨事ストレス対策について）

消防職団員の惨事ストレスの緩和やPTSD等の発生予防、軽減等を図る効果が期待される。

（震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について）

消防防災技術の調査研究を行うことにより、今後の大規模災害等への備えをすることが期待される。

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

- ・緊急消防援助隊無償使用車両等の配備 400 百万円
- ・緊急消防援助隊無償使用車両等の配備 590 百万円【平成 26 年度補正予算】
- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 4,898 百万円
- ・エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム等の配備 420 百万円
- ・エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発 225 百万円
- ・緊急消防援助隊航空部隊の通信機能の強化に要する経費
260 百万円【平成 26 年度補正予算】
- ・緊急消防援助隊全国合同訓練の実施 136 百万円
- ・消防団の装備・訓練の充実強化 3,000 百万円【平成 26 年度補正予算】
370 百万円【平成 27 年度予算】
- ・地域防災リーダー育成事業 45 百万円
- ・惨事ストレス対策関連事業 4 百万円
- ・消防活動の安全確保のための研究開発に要する経費 26 百万円

災害対応能力の向上		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vii) ※防災訓練については、(ix)に再掲、また(x)にも一部関連。 広域応援体制の維持・強化については、(v)、(vi)の再掲。	平成 27 年 6 月
これまでの取組み		
(防災訓練について) ①インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「eーカレッジ」により、一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の防災知識の向上に取り組んだ。 ②「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について(通知)」(平成23年5月6日消防第157号)において、正確な知識の普及をはじめ、住民の防災意識向上のための普及啓発の一層の推進を要請した。 ③地震及び風水害対策について、市区町村における実践的な防災訓練を行うための「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」及び「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」を作成・配布し、また、都道府県における図上訓練の実施状況アンケート調査をもとに、効果的に図上訓練を実施するポイントをまとめ、先進的な取組事例と併せて紹介するとともに、その普及に努めた。 ④関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」において、消防団による地域住民の防災意識向上のための啓発について検討を行い、平成24年8月に報告書を取りまとめ、地方公共団体に周知した。 (広域応援体制の維持・強化について) ①緊急消防援助隊登録隊数 緊急消防援助隊を構成する部隊の編成制、装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定める基本計画（以下、「基本計画」という。）を見直し、平成30年度末までの登録目標を6,000隊規模に大幅増隊し、強化を行うこととしている。 また、同計画の見直しにより新設された統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）について、具体的な運用の確立を図っている。		

②緊急消防援助隊設備整備費補助金

基本計画に基づく設備の整備について、補助を行っている。(国庫 1 / 2)

③緊急消防援助隊の装備（無償使用）

緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備設備等のうち地方公共団体が整備することが非効率的なものの一部については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとしている。

(地域防災計画の充実について)

①地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検

東日本大震災を踏まえ、地方公共団体の防災体制等の早急な点検を促すため、消防庁長官名で各都道府県知事あてに、「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について（通知）」（平成 23 年 5 月 6 日消防災第 157 号）を発出した。

②地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会

東日本大震災を踏まえた、地方公共団体の災害対応の検証を行い、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援した。(平成 23 年 12 月とりまとめ)

③市町村における災害対応力の向上等

地域防災計画の修正や津波避難計画の策定等への支援、市町村職員向けの研修会の開催といった市町村における災害対応力の向上などを図るため、災害に関する知識や経験が豊富な専門家等を市町村に派遣した。

④津波避難対策推進マニュアル検討会

東日本大震災の教訓を踏まえ、市町村における津波避難計画の策定等を推進するため、平成 14 年 3 月に作成された「津波対策推進マニュアル検討報告書」の見直しを行い、地方公共団体に周知した（平成 25 年 3 月）。

⑤津波避難対策の推進

都道府県における津波避難計画策定指針及び市町村における津波避難計画の策定を促進するため、「避難対策の推進について」を各都道府県へ通知した（平成 26 年 10 月）。

当面(今年度中)の取組み

(防災訓練について)

「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」の地方公共団体に対する周知を引き続き行い、「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」を参考とした実践的な防災訓練の普及・啓発を実施する。また、都道府県における図上訓練の実施状況アンケート調査をもとに、効果的に図上訓練を実施するポイントをま

とめ、先進的な取組事例と併せて紹介し、防災訓練の普及・啓発を実施する。

(広域応援体制の維持・強化について)

①長期に及ぶ消防応援活動への対応強化

後方支援活動に必要な資機材及び各種の後方支援車両の配備を行っていくとともに、燃料等の備蓄や長期対応支援のための戦略的な活動拠点の機能を検討する。

②情報通信基盤の充実強化

情報収集・共有機能の強化のため、消防救急無線のデジタル化等による通信基盤の充実強化などに取り組む。

③緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練及び全国合同訓練の実施

緊急消防援助隊の迅速・安全な出動、的確な部隊運用及び関係機関との連携強化を図るため、全国を6つの地域ブロックに分け、各地域ブロックにおいて訓練を実施する。

また、南海トラフ地震や首都直下地震が発生した場合、被害が甚大で広域に及ぶことから、全国の緊急消防援助隊及び関係機関等が一堂に会す5年に1度の全国合同訓練を実施し、大規模災害への対応力の強化を図る。

(地域防災計画の充実について)

①津波避難対策の推進

津波避難計画策定状況のフォローアップを行うなど、地方公共団体の津波避難対策の推進を図る。

(自主防災組織等の育成について)

自主防災組織をはじめとする地域の防災リーダーの育成強化を図るため、初期消火用資機材及び救助・救護用資機材の整備を行い、災害時に消防団と自主防災組織等が連携して活動することを目指して、当該資機材を活用した訓練等を行う。

中・長期的(3年程度)取組み

(防災訓練について)

① 防災・危機管理教育「e-カレッジ」のカリキュラム・コンテンツの見直し、充実・強化

一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の知識の向上に資するため、インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」について、東日本大震災を教訓として、津波災害に関するコンテンツを含め現在のコンテンツを見直すとともに、消防団員や自主防

災組織向けのカリキュラム・コンテンツを補強するなど、引き続き充実・強化を図る。

②実践的な防災訓練の普及

実践的かつ効果的な施策に向けた検討を行い、実践的な防災訓練の普及に努める。

(広域応援体制の維持・強化について)

①緊急消防援助隊の大幅増隊

南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的な非常災害に備え、平成 30 年度までに 6000 隊へ大幅増隊するため、あらゆる機会を捉えて部隊登録の推進を行う。

②緊急消防援助隊の設備の充実強化

今後の大規模災害への対応力の向上を目指し、緊急消防援助隊を基本計画に即して計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するため、消防用車両等設備の充実強化を図る。

(地域防災計画の充実について)

①「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」の普及・啓発等

引き続き、地方公共団体の津波避難対策の推進を図るため、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」の普及・啓発やフォローアップなどに取り組む。

(自主防災組織等の育成について)

防災体制の強化については、消防機関などのほか、住民によるコミュニティにおける自主防災活動を促進し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要である。このため、自主防災組織、女性(婦人)防火クラブ、少年消防クラブなどの育成を推進する。

期待される効果・達成すべき目標

(防災訓練について)

全国の都道府県及び市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上を図り人的被害の極小化を目指す。

(広域応援体制の維持・強化について)

今後発生が懸念される大規模地震への対応も念頭に、東日本大震災に際しての大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能を更に強化する。

(地域防災計画の充実について)

地域防災計画の修正や津波避難計画の策定、実践的な避難訓練の実施などといった津波避難対策の一層の充実・強化を図り、人的被害の極小化を目指す。

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

- ・緊急消防援助隊装備の充実強化 400 百万円
- ・緊急消防援助隊無償使用車両等の配備 590 百万円【平成 26 年度補正予算】
- ・緊急消防援助隊設備整備費補助金 4,898 百万円
- ・エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム等の配備 420 百万円
- ・エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発 230 百万円
- ・緊急消防援助隊航空部隊の通信機能の強化に要する経費
260 百万円【平成 26 年度補正予算】
- ・緊急消防援助隊の全国訓練の実施 136 百万円
- ・地域防災リーダー育成事業 45 百万円

防災教育・訓練など防災意識の向上		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(ix) ※一部(x)にも関連	平成 27 年 6 月
これまでの取組み		
①インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」により、一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の防災知識の向上に取り組んだ。 ②「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について(通知)」(平成23年5月6日消防災第157号)において、正確な知識の普及をはじめ、住民の防災意識向上のための普及啓発の一層の推進を要請した。 ③地震及び風水害対策について、市区町村における実践的な防災訓練を行うための「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」及び「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」を作成・配布し、また、都道府県における図上訓練の実施状況アンケート調査をもとに、効果的に図上訓練を実施するポイントをまとめ、先進的な取組事例と併せて紹介するとともに、その普及に努めた。 ④市町村における津波避難計画の策定を推進するため、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」を公表するとともに、同報告書の内容に沿った啓発用DVDを作成し、住民の津波避難の普及・啓発に努めた。 ⑤関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」において、消防団による地域住民の防災意識向上のための啓発について検討を行い、平成24年8月に報告書を取りまとめ、地方公共団体に周知した。		
当面(今年度中)の取組み		
①消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」のコンテンツの更新を行う。 ②「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」の周知を行い、「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」を参考とした実践的な防災訓練の普及・啓発を実施する。また、都道府県における図上訓練の実施状況アンケート調査をもとに、効果的に図上訓練を実施するポイントをまとめ、先進的な取組事例と併せて紹介し、防災訓練の普及・啓発を実施する。 ③東日本大震災の体験・教訓を伝承するため、被災地の消防団員や自主防災組		

織などの地域防災の担い手を語り部として全国の市町村、消防団、自主防災組織、学校などで行われる防災研修会等へ派遣する。
中・長期的(3 年程度)取組み
①津波避難に係る普及・啓発等 引き続き、住民の避難に係る普及・啓発に努めるとともに、語り部の派遣等を通じ、貴重な体験や教訓が次世代に継承されるよう取り組む。 ②防災・危機管理教育「eーカレッジ」のカリキュラム・コンテンツの見直し、充実・強化 一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の知識の向上に資するため、インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「eーカレッジ」について、東日本大震災を教訓として、津波災害に関するコンテンツを含め現在のコンテンツを見直すとともに、消防団員や自主防災組織向けのカリキュラム・コンテンツを補強するなど、引き続き充実・強化を図る。 ③実践的な防災訓練の普及 実践的かつ効果的な施策に向けた検討を行い、実践的な防災訓練の普及に努める。
期待される効果・達成すべき目標
全国の市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上を図り人的被害の極小化を目指す。
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」
・消防防災・危機管理教育におけるeーカレッジに要する経費 14 百万円 ・災害伝承10年プロジェクト 10 百万円

消防機関等の活動にかかる記録の継承		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x vii)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
(消防機関等の活動についての情報収集について) ○分野別に被災消防本部等に対するアンケート、調査・検討を実施している。 ○写真等の情報の収集を行っている。 ○現地で消防活動に従事した消防職団員の経験談を収集している。 ○東日本大震災における被害状況、緊急消防援助隊等の活動状況、地元消防本部・消防団・自主防災組織等の活動状況、現地で消防活動に従事した消防職団員の経験談の収集・整理を実施し、記録集としてまとめ、当該記録集をホームページに掲載し、広く周知を図った。		
当面(今年度中)の取組み		
(消防機関等の活動についての情報収集について) 消防本部における資料の収集等を踏まえ、貴重な教訓が次世代に継承されるよう、引き続き取り組む。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
(消防機関等の活動についての情報収集について) 消防本部における資料の収集等を踏まえ、貴重な教訓が次世代に継承されるよう、引き続き取り組む。		
期待される効果・達成すべき目標		
(消防機関等の活動についての情報収集について) ○東日本大震災に対する消防機関の対応につき、全体像を明らかにすることができ、全国の消防本部において今後の大規模災害時における対応の参考にすることができる。 ○震災の教訓の継承につながり、今後の消防防災体制の構築に寄与する。		
「平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況」		

大規模災害時等における法務省緊急連絡体制の確保		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(iii)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
東日本大震災発災直後から、法務省は、既存の衛星携帯電話 168 台のほか、固定電話や携帯電話等、あらゆる通信手段を駆使して、法務省所管官署の被害状況の把握に努め、来庁者、受刑者などの被收容者、職員家族の安否確認等を行ったが、通信回線インフラの破損・輻輳・規制により、固定電話等の通信連絡手段が被災地域においては最大 2 週間程度途絶したため、衛星携帯電話を除き、安定的な通信手段を確保できない状況に陥った。 法務省は、国民の財産・権利保護等に深く関わる法務局を始め、矯正施設等の收容施設や、検察庁等の犯罪者や非行者等に直接・間接的に関わる官署を所管しているため、大規模災害に耐えうる緊急連絡体制を整備する必要があることから、平成 23 年度に法務省所管 1,274 官署へ衛星携帯電話を配備した。 あわせて、緊急連絡体制も含め衛星携帯電話の運用管理について定めた「法務省緊急連絡体制運営要領」の策定、同要領に基づく、本省、地方支分部局及び地方所管官署を網羅する、法務省全体の全国的な緊急連絡体制の策定及び緊急連絡体制に基づく通信訓練計画の策定を行った。 平成 24 年度においては、法務省緊急連絡体制運営要領及び通信訓練計画に基づき、衛星携帯電話の通信訓練を実施するとともに、法務省緊急連絡体制運営要領の改正を行った。あわせて、平成 25 年度における通信訓練計画を策定した。 平成 25 年度においても、通信訓練計画に基づき、衛星携帯電話の通信訓練を実施するとともに、平成 26 年度における通信訓練計画を策定した。 平成 26 年度においても、通信訓練計画に基づき、衛星携帯電話の通信訓練を実施するとともに、平成 27 年度における通信訓練計画を策定した。		
当面(今年度中)の取組み		
策定した通信訓練計画に基づき、定期的に衛星携帯電話の通信訓練を実施し、災害発生時における適切な運用を図る。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
策定した緊急連絡体制に基づき、定期的に訓練を実施し、大規模災害が発生した際の初動対応体制や、被災地外からの第 2 次・第 3 次支援体制等を確立し、法務省としての災害対応をより強固なものとする。		

期待される効果・達成すべき目標
衛星携帯電話の配備により、大規模災害等が発生し、固定電話を始めとした連絡手段が途絶した場合に、国民の身体・生命、権利、財産等の保護や、法務省所管官署の業務継続体制の強化を図ることができる。また、継続した通信訓練を実施することにより、より強固な業務継続体制を確立することができる。 なお、本事業は、数値的効果を表すことは困難であるが、東日本大震災の際、衛星携帯電話配備庁においては、安定的な通信が行えた一方、衛星携帯電話未配備庁においては、来庁舎等の安否確認や、法務本省と被災官署における連絡体制が確保されず、著しく危険かつ業務継続が困難な状況に陥った実績と経験を考慮すると、安定的な通信手段を確保できる衛星携帯電話の効果は大きいものと思料される。
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況
・ 防災通信機器（衛星携帯電話）通信訓練等に係る通信運搬費 77 百万円 【一般会計】

被災地等における治安を確保するための調査基盤の強化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(x)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
○ 被災地等においては、東日本大震災後、過激派など破壊的団体等の一部が社会不安や混乱に乗じて勢力の拡大を図ろうと活発に活動するなど治安上の問題や懸念が生じていたことから、平成 23 年度は、業務用車両等を整備して調査能力の向上を図り、こうした団体の動向に対する調査をより強力に進めた。 また、調査の過程で収集・分析した情報は、適時適切に関係機関へ提供した。 ○ 平成 26 年度においても、引き続き、こうした団体の動向に対する調査を進めるとともに、調査の過程で収集・分析した情報の関係機関への提供に取り組んだ。		
当面(今年度中)の取組み		
被災地等においては、引き続き過激派など破壊的団体等の活発な活動がみられることから、業務用車両等を最大限に活用し、こうした団体の動向に対する調査をより強力に進めるとともに、調査の過程で収集・分析した情報については、適時適切に関係機関へ提供することで、被災地等において治安上の問題が生じないようにする。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
情勢の変化に応じて迅速かつ効果的な調査を引き続き実施し、収集・分析した情報を適時適切に関係機関へ提供することで、被災地等において治安上の問題が生じないようにする。		
期待される効果・達成すべき目標		
本調査の過程で収集・分析した情報を適時適切に関係機関へ提供することにより、被災地等において治安上の問題が生じないことが期待される。 なお、情報業務においては、数多くの情報が蓄積されて有益な情報となることもある一方、1 件の正確かつ迅速な情報が不法事案発生 of 未然防止に資する場合もあるなど、事業の成果や効果を定量的に示すことはできない。		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
なし		

矯正施設の防災対策		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(x), (xi)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
○ 平成 23 年度第 3 次補正予算成立に伴い、被災地域の矯正施設を中心に、非常用発電装置の蓄電池、通行鍵管理システム、物資搬送用車両等を整備することにより、大災害発生時においても矯正施設がその機能を維持・継続することができる体制を構築した。 ○ 平成 24 年度以降、被災地域以外の矯正施設についても大災害発生時にその機能を維持・継続することができるよう、防災用備品・機器の整備等を図った。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 防災訓練を繰返し実施することにより、災害発生時に迅速に対応できる体制を構築する。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 当面(今年度中)の取組みを引き続き実施予定		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 将来災害が発生した場合においても、矯正業務を継続するとともに、被収容者の適正な拘禁を維持し、保安事故の発生等を防止する。 なお、災害発生時における対策を目的とする業務であることから、その成果について、数値で定量的に示すことは困難である。		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
・ 物資搬送用車両等の維持 2 百万円【一般会計】		

被災した法務省施設の復旧		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(x i)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
矯正施設及び検察庁・法務局等が入居する官署施設について、耐震診断値、耐震改修案、狭あい度、老朽度等を踏まえ、新営整備による耐震性能の不備解消を行うか、耐震改修整備による耐震性能の不備解消を行うかを決定した上で工事を実施している。 ①被災した矯正施設等の復旧工事等を実施している。 ②老朽庁の全体改築(新営整備による耐震性能の不備解消)については、敷地形状及び地質状況の把握を目的とした調査等を実施している。 平成 24 年度は、①については 2 施設、②については 1 施設実施した。 平成 25 年度は、①については完成、②については完了した。 平成 26 年度は、②の結果に基づき新営整備に着手した。		
当面(今年度中)の取組み		
老朽庁の全体改築(新営整備による耐震性能の不備解消)について、調査結果に基づいて設計等が終了し、新営整備に着手したので、引き続き同整備を行う。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
全体改築について、順次工事等を行っていく。		
期待される効果・達成すべき目標		
矯正施設等を始めとした国民の安全・安心関連施設の耐震対策等を促進することにより、防災機能の強化を図り、倒壊等に伴う逃走等への国民の不安を解消する。 なお、達成すべき目標としては、予算化された施設の工事(業務)の完成(完了)があげられる。		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
・ 平成 27 年度 被災した法務省施設の復旧 197 百万円【復興特会】		

収容施設等における防災・保安体制の強化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(x i)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
○ 東日本大震災の際、被災地域の収容施設等において、しばらくの間、物流の混乱により、被収容者の食料等の確保が難しくなる状況が発生し、また、一部の被収容者が受傷したり、集団的な不安の顕著な亢進が見られるなどの事態が発生したことから、被収容者に対する災害発生時の防災・保安体制を整備する必要が認められた。 このため、被収容者の安全確保のための防災用備品や非常食等を配備するとともに、保安の確保の観点と併せて、自家用発電機のオーバーホール、監視カメラシステムの更新等を行い、災害発生時にも業務遂行を維持・継続し得る体制を整備することで、被災地域の収容施設等における防災・保安体制の強化を行った。 さらに、平成 24 年度においては、被災地域以外の収容施設等においても、災害発生時の防災・保安体制の強化を図るため、被収容者及び処遇部門等職員のための非常食や防災備品の整備を行った。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 災害発生時にも収容中の外国人の安全・安心の確保と業務を継続し得る体制の維持に努める。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 災害発生時にも収容中の外国人の安全・安心の確保と業務を継続し得る体制の維持に努める。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 収容施設等の防災対策を推進し、被収容者の安全と人権の保護を確保するとともに、収容施設における騒乱・逃走等への国民の不安を解消する。 なお、収容施設の防災・保安体制の強化を目的とする事業であるため、定量的な成果目標を示すことは困難である(参考:平成 25 年の 1 日平均被収容者数 1,082 人)。		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
なし		

災害発生時における治安対処能力の強化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	法 務 省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(x)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
被災地や避難先における治安維持のため、既存の体制で可能な限りにおいて、捜査・公判等の検察活動を継続し、適正かつ迅速な検察権の行使に努めた。 また、被災時における捜査・公判等の検察活動の継続及びこれに密接に関連する各種事務の維持に必要な物品等を整備し、災害発生時の治安対処能力を強化した。		
当面(今年度中)の取組み		
災害時に、各官署における稼働可能人員を把握することによって、その後の捜査体制を速やかに構築し、時間的制約のある中で所要の捜査を遂げることにより、適正な検察権の行使を実現する。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
復興に携わる人々が復興作業等に全精力を傾注できる安定した社会的基盤作りのため、被災地における治安を確保する。その他の地域においても、災害発生時に治安上の問題が生じないように、被災時における捜査・公判等の検察活動の継続及びこれに密接に関連する各種事務の継続に必要な体制を維持する。		
期待される効果・達成すべき目標		
被災時における捜査・公判活動の継続及びこれに密接に関連する各種事務の維持に必要な体制整備を実施することにより、災害発生時における治安対処能力の強化が期待される。 なお、災害発生時の適正かつ迅速な検察権の行使を確保するための事業であることから、その成果について、数値で定量的に示すことは困難である。		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
・ 災害時緊急連絡サービス 12 百万円【一般会計】		

地震・津波等による被害像の明確化及び防災情報の強化等		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の震災への備え	作成年月
目	(iii) 東海・東南海・南海地震による被害像の明確化及び被害軽減のための対策を検討する。広域応援体制や膨大な数の避難者対策、帰宅困難者対策など首都直下地震等の対策を検証するとともに、庁舎等が被災した場合の公的機関の業務継続体制の強化を図る。 地震・津波等の観測・監視・予測体制の強化、津波警報の改善をはじめとした防災情報の強化等を実施する。また、政府の危機管理体制の強化等を検討する。 地質や地殻変動等の複合的な調査により地震・津波災害のリスクを評価し、高度な地震・津波予測を実施する。	平成 27 年6月
これまでの取り組み		
○南海トラフの地震・津波観測監視システム 本事業は、地震発生確率の極めて高い、南海トラフの巨大地震(「東日本大震災からの復興の基本方針」における東南海地震及び南海地震)の想定震源域に、地震計・水圧計等を組み込んだリアルタイム観測可能な海底ネットワークシステムを設置するものである。すでに第Ⅰ期で熊野灘(東南海地震の想定震源域)に本ネットワークの設置が完了しており、敷設したシステムの本格的な運用を実施しているところ。現在は、第Ⅱ期として、紀伊水道沖(南海地震の想定震源域)に同様のネットワークを配置することとしており、すでに観測装置等の製作を完了している。平成 26 年度は、基幹ケーブルの敷設を完了し、地震計・水圧計等の一部を設置。 ○日本海溝海底地震津波観測網の整備 本事業は、地震像の解明等を行うためのケーブル式観測網(地震計・水圧計)を東北地方太平洋沖に整備するものである。本観測網の水圧計のデータは高精度な津波即時予報システムの開発にも貢献することが期待される。すでにケーブル式観測網の製作を完了しており、平成 26 年度は、平成 25 年度に引き続き、一部の海域においてケーブル式観測網を敷設。 ○東海・東南海・南海地震の連動性評価研究 本事業では、東海・東南海・南海地震の想定震源域である南海トラフ周辺の稠密海底地震・地殻変動観測を実施するとともに、これらの観測結果を踏まえた物理モデル構築及び地震発生シミュレーション研究、さらにシミュレーション結果を踏まえた強震動・津波研究及び地震・津波被害研究等を実施。 東海・東南海・南海地震がより西方の日向灘の地震とも連動して発生する可能性を		

指摘したこと、高知市をモデルに、津波の浸水の時間変化、津波の流速等も取り入れた新しいハザードマップの作成を実施。また、地方公共団体の防災担当者等を交えた、研究成果の発信や意見交換の場を設け、地方公共団体の防災対策に研究の成果を活かすための地域研究会を開催。具体的には、理學研究者と地震・津波に対する防災計画・危機管理担当者との連携により、地域の実情に沿った実効性の高い防災戦略、復旧・復興施策の策定に向けた項目立て・要素の洗い出しを行い、解決策を議論したところ。また、地域研究会に加え、地域研究会を開催した自治体が一堂に会して意見交換を行う合同地域研究会を開催。

○東日本大震災を踏まえた地震調査研究の強化・推進

(1)津波の予測や評価のための標準的な手法の取りまとめ

地震本部では、「新たな地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策―（平成21年4月21日地震本部）」（以下、「新総合基本施策」）の中で、東日本大震災における津波による甚大な被害を踏まえ、我が国の津波防災に貢献すべく、津波に関する評価の検討を行うことを示し、これを受けて、同本部地震調査委員会において津波評価に関する議論を本格的に行う津波評価部会を平成25年2月に設置した。同部会では、断層モデルの設定から沿岸域までの津波の予測や評価のための手法を検討し、その標準的な手法を取りまとめ予定。

(2) 東北地方太平洋沖地震に伴う地震動ハザード評価の改良

地震本部では、過去に発生した地震データに基づき、地震の発生確率や規模等を予測する評価を行ってきたが、日本海溝において複数の領域が連動して発生した海溝型地震については過去の知見が少なかったことから、東北地方太平洋沖地震の発生確率等の評価は行われていなかったところ。

今回の地震の発生を踏まえ、地震本部地震調査委員会では、海溝型地震の発生確率の評価の見直しと、全国地震動予測地図の改善を行っており、三陸沖北部から房総沖（平成23年6月9日）、南海トラフ（平成25年5月24日）、相模トラフ（平成26年4月25日）における地震の発生確率や規模の評価結果の見直しを行うとともに、これらの地震の評価の見直しの反映や発生位置、規模、発生間隔などが明らかでない地震について従来よりも大きな規模の地震まで考慮した全国地震動予測地図に関する検討を実施し、平成26年12月19日にこれまでの検討を取りまとめた結果を公表。

(3) 活断層基本図の作成（活断層の詳細位置情報等に関する調査研究）の充実

当面10年間に取り組むべき地震調査研究に関する基本目標等を示した「新総合基本施策」では、活断層の位置形状の正確さが、地震による被害の想定に重要な情報であるとしており、主要活断層及びその周辺活断層の位置・形状等に関するデータベースとなる「活断層基本図の作成」に資するため、活断層の詳細位置情報等に関する調査研究を推進。

○深海地球ドリリング計画推進

我が国と米国及び欧州が主導する国際深海科学掘削計画(IODP)の下、地球深部探査船「ちきゅう」を運用し、「南海トラフ地震発生帯掘削計画」を推進しているところ。同計画は、東南海地震の想定震源域において、深海底（水深1,970m、海底下約5,000m）を掘削し、試料を採取・解析するとともに、掘削孔を用いた直接観測を行うことによ

って、南海トラフの地震発生条件の解明を目指すもの。
当面(今年度中)の取組み
○南海トラフの地震・津波観測監視システム 第Ⅱ期のシステムに用いる地震計・水圧計等を、引き続き紀伊水道沖に設置し、システムを完成するとともに、システム保守やデータ管理等の本格運用を実施。また、第Ⅰ期で敷設したシステムを引き続き運用。 ○日本海溝海底地震津波観測網の整備 前年に引き続きケーブル式海底地震・津波計を敷設し、順次運用を開始。 ○東日本大震災を踏まえた地震調査研究の強化・推進 引き続き、上記事業を実施。 ○深海地球ドリリング計画推進 「南海トラフ地震発生帯掘削計画」を引き続き実施し、掘削孔に長期孔内計測装置を設置。
中・長期的(3年程度)取組み
○南海トラフの地震・津波観測監視システム システムを完成させるとともに、試験運用を経て、本格的に運用。 ○日本海溝海底地震津波観測網の整備 観測網を完成させるとともに、試験運用を経て、本格的に運用。 ○東日本大震災を踏まえた地震調査研究の強化・推進 引き続き、上記事業を実施。 ○深海地球ドリリング計画推進 引き続き「南海トラフ地震発生帯掘削計画」を推進。
期待される効果・達成すべき目標
○南海トラフの地震・津波観測監視システム 南海トラフの巨大地震の想定震源域直上で、地震・津波を計測することにより、地震波を現在よりも最大十数秒、津波を最大十数分早く検知することが可能。これらにより、より正確な警報情報の発表に役立ち、地方公共団体、住民の適切かつ迅速な災害対応に貢献。また、地震・地殻変動を震源域直上でリアルタイムに観測することにより、海域における地震発生メカニズムの解明に貢献。 ○日本海溝海底地震津波観測網の整備 引き続き巨大地震の発生のおそれがある東北地方太平洋沖を中心とした海域において、巨大地震を震源域直上で正確に観測し、さらに発生した津波を直接観測することで、地震波を現在よりも最大30秒程度、津波を最大20分程度早く検知するなど、迅速かつ正確な地震・津波情報の提供に貢献。また、日本海溝沿いの地震発生メカニズムの解明に貢献。 ○東日本大震災を踏まえた地震調査研究の強化・推進 (1)津波の予測や評価のための標準的な手法の取りまとめ 津波災害軽減の為に、地震発生の不確実性も考慮した津波の予測や評価のための標準的な手法を取りまとめ。本施策により、地震本部における津波評価の検討に資する他、地方公共団体等による避難計画や施設整備等の津波防災対策の検討に

貢献。

(2)東北地方太平洋沖地震に伴う地震動ハザード評価の改良

東北地方太平洋沖地震を踏まえた上で、新たに追加検討が必要となった項目について検討を強化し、高度化された全国地震動予測地図を公表。

(3)活断層基本図の作成(活断層の詳細位置情報等に関する調査研究)の充実

近年、防災上重視されていなかった地表での長さが短い活断層により、規模の大きな地震が発生していることから、本調査研究を強化し、位置形状の把握がなされていない活断層を詳細な精度で情報収集・提供し、震源断層近傍におけるハザード評価等により、地震防災・減災対策の強化に貢献するとともに、活断層の位置・形状等に関するデータベースとなる「活断層基本図」を作成。

○深海地球ドリリング計画推進

南海トラフ及び東北沖における掘削を通じて、巨大地震を引き起こす地質試料の採取・分析により、断層の破壊の時期や状況を明確にし、次期の巨大地震発生時期や規模及びその被害を予測。また、深部掘削孔に設置する計測器により、断層のデータをリアルタイムで監視することにより、海底下で発生する巨大地震の前兆となる現象や、地震そのものを早期に検知。

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

○南海トラフの地震・津波観測監視システム

・地震津波観測・監視システム

平成 27 年度当初予算:562 百万円

○日本海溝海底地震津波観測網の整備

・日本海溝海底地震津波観測網の整備

平成 27 年度当初予算:461 百万円

○東日本大震災を踏まえた地震調査研究の強化・推進

・(独)防災科学技術研究所 社会防災システム研究領域 運営費交付金

平成 27 年度当初予算:7,020 百万円の内数

○深海地球ドリリング計画推進

・掘削と「ちきゅう」の運航・管理等に係る経費

平成 27 年度当初予算:10,736 百万円

安全・安心な都市・地域の創造		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(iv) 国土の防災性を高める観点から、「逃げる」という視点も含め、ハード・ソフトの対策を組み合わせ、災害への対応力を高めた国土基盤の整備を行うなど災害に強い国土構造への再構築を図るとともに、そのための広域的な国土政策の検討、見直しを行う。	平成 27 年 6 月
これまでの取組み		
○ 平成 23 年度は「東日本大震災対応・緊急研究開発成果実装支援プログラム」を実施し、復旧・復興に当たり、即効性のある研究開発成果を募集した。被災地域に実装する取組(平成 23 年度内)として、6つの活動を採択し、事業を実施。 ○ 平成 24 年度は戦略的創造研究推進事業「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造」を新規研究開発領域として設定し、今回の震災において得られた課題や教訓を科学的に検証し、社会をより強くしなやかなものにするための災害対策やしゅくみを実現するため、公募を行い、プロジェクトを採択し、事業を実施。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 研究開発領域「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造」では、過年度採択の継続プロジェクトについて引き続き研究開発を実施。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 引き続き、戦略的創造研究推進事業「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造」による研究開発を推進。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ これまでのハード面を中心とした社会インフラの脆弱性を、ソフト面の対策により補完することで、東日本大震災のような想定外の規模の災害に対し、被害から迅速に回復し、減災につなげられるシステムが社会に構築されることが期待される。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
・戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)のうち 「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造」 平成 27 年度当初予算 1,731 百万円の内数【一般会計】 ※国立研究開発法人科学技術振興機構の運営費交付金中の推計額		

国土強靱化に資する材料開発		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v) 大災害時に、「公助」を担う主体である警察、消防、海上保安庁、自衛隊等による長期間、広範囲かつ大規模な避難活動、救援活動や救急・救出救助活動が迅速に行われるとともに、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保する。また、<u>最大規模の外力に対するリスク評価、防災拠点(災害に強い施設)・情報伝達体制・警戒避難体制の整備、社会基盤の防災対策の強化とルートの多重化、必要な技術開発、災害に強い供給網の構築、企業の事業継続の取組みの促進等を行う。</u> また、地震発生時の人的・経済的被害の軽減を図るため、<u>住宅・建築物の耐震化・省エネ化を推進するとともに、耐震性向上に関する研究開発を推進する。</u> あわせて災害時に道路網を有効活用し円滑な輸送に資するための情報化等のソフト施策を推進する。	平成 27 年 6 月
これまでの取組み		
○ 国立研究開発法人物質・材料研究機構において、建築物や構造物の耐震性の強化に資する材料を創出するため、震災からの復興、再生と、今後起こり得る災害時の被害低減に向け、災害に強い構造物及びその補修・補強のための材料技術の開発を実施。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 社会インフラの長寿命化・耐震化を推進するため、国立研究開発法人物質・材料研究機構において、信頼性評価、補修技術等に関する研究開発拠点を構築し、国内外のハブとなる、外部に開かれたオールジャパン体制の拠点を形成。 【具体的取組】 ① 構造部材の劣化診断技術及び信頼性評価技術の研究開発 ② 構造部材の補修・補強材料・技術の研究開発 ③ 新規高性能構造材料の研究開発		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 蓄積された材料データや新たな解析手法を駆使して、産業界のニーズに基づき、実環境を見据えた構造材料の信頼性研究を総合的に推進。		

期待される効果・達成すべき目標
○ 我が国が強みを持つ材料分野において、科学技術の力を総動員し、事前防災や競争力を高めるための国土強靱化を実現。
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」
・次世代インフラ構造材料の研究開発（平成 27 年度当初予算 542 百万円）【一般会計】 （※内閣府が主導する戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）と連携）

地震発生時の人的・経済的被害の軽減化等		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v) 大災害時に、「公助」を担う主体である警察、消防、海上保安庁、自衛隊等による長期間、広範囲かつ大規模な避難活動、救援活動や救急・救出救助活動が迅速に行われるとともに、国民の生命・身体・財産が守られ、経済社会活動が円滑に行われることを確保する。また、<u>最大規模の外力に対するリスク評価、防災拠点(災害に強い施設)・情報伝達体制・警戒避難体制の整備、社会基盤の防災対策の強化とルートの多重化、必要な技術開発、災害に強い供給網の構築、企業の事業継続の取組みの促進等を行う。</u> また、地震発生時の人的・経済的被害の軽減を図るため、<u>住宅・建築物の耐震化・省エネ化を推進するとともに、耐震性向上に関する研究開発を推進する。</u>あわせて災害時に道路網を有効活用し円滑な輸送に資するための情報化等のソフト施策を推進する。	平成 27 年4月
これまでの取組み		
○首都直下地震防災・減災特別プロジェクト(平成 19 年度～平成 23 年度) 切迫性が高く、推定される被害が甚大であると指摘されている首都直下地震に対する被害軽減に貢献することを目的に、首都圏下で発生する地震の姿を明らかにするとともに、建物の耐震構造技術の向上や災害対応体制の確立に役立つ研究開発を実施。 ○都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト 科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会防災科学技術委員会において、 (1)首都直下地震の地震ハザード・リスク評価 (2)都市の機能維持・回復のための調査・研究 (3)被災者心理・行動を踏まえた災害回復力の向上に関する調査・研究 を提案したところ。平成 24 年度以降の研究計画に関する事前評価により、「タイムリーで極めて必要性が高い研究」と認められ、推進すべしとの評価を受け、さらに研究計画・評価分科会における審議により評価を決定。これを踏まえ、平成 24 年度は、首都直下地震や南海トラフの巨大地震により引き起こされる都市災害に対して、被害軽減や早期復旧に資する研究を実施。 ○地球環境問題への対応に必要な基盤情報の創出 基本方針において、最大規模の外力に対するリスクの評価を行うとされていることを踏まえ、気候変動がもたらすリスクを評価するために必要な気候変動予測技術の開発		

や、精密な影響評価技術等の開発を行う「気候変動リスク情報創生プログラム」を実施。

また、地球観測・予測データ等の多種多様なデータを統合・解析する共通的プラットフォームを整備するとともに、そこから創出される成果を気候変動適応策等に利活用するための研究開発を推進する「気候変動適応戦略イニシアチブ」を実施。

○【E-ディフェンスを活用した社会基盤研究】

東北地方太平洋沖地震と同様の長周期・長時間の揺れが再現できる実大三次元震動破壊実験施設(E-ディフェンス)を活用し、建築構造物や土木構造物、地盤・基礎系等が崩壊に至るまで震動を加える加振実験を実施し、構造物の破壊過程や耐震性能・余裕度評価に関するデータの取得・蓄積を行うとともに、構造物の耐震補強技術や免制震技術等の開発を推進。

当面(今年度中)の取組み

○都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト

本プロジェクトは、上述の先行する首都直下地震防災・減災特別プロジェクトによって新たに明らかとなった課題及び東日本大震災によって露呈した課題を踏まえ、切迫性の増した首都直下地震や東海・東南海・南海地震に対して、都市災害を可能な限り軽減するための研究・開発を推進。

(1)首都直下地震の地震ハザード・リスク予測のための調査・研究

首都圏での地震発生過程の解明を目的に、首都圏地震観測網(MeSO-net)による観測結果や、強制的に揺れを起こす起振車で震源を制御した地震から周辺の地殻構造を推定する制御震源探査の結果を基に、首都圏の地下構造を詳細に把握しモデル化。また、広域な都市部の地殻だけでなく建物や社会基盤構造物までモデル化して解析することで、都市の詳細な揺れと災害予測に役立つ大規模シミュレーション数値解析法、解析結果の先端可視化技術を開発。

(2)都市機能の維持・回復のための調査・研究

揺れを検知するセンサにより建物の損傷度合を即時に評価する「健全度モニタリングシステム」を構築することを目的に、平成26年度までに開発したモニタリングシステム(地盤・基礎構造・ライフラインの健全度を評価してユーザーに伝達)を、E-ディフェンス大型振動台実験に適用し、妥当性実証する。また、モニタリング技術の現状評価と、建物ユーザー(所有者、居住者、一般等)への情報提供方針を検討。

(3)都市災害における災害対応能力の向上方策に関する調査・研究

円滑な応急・復旧対応を支援する災害情報提供手法を開発することを目的に、都市地震防災ジオポータルにおいて、マイクロメディアサービスとの連携や使いやすいインターフェースとコンテンツ、及びそれらにデータや技術をマッシュアップするための標準的な手順等の研究を行う。また、MeSO-Netによって得られる震源情報から被害を推定する広域版地震被害想定システムを充実させ、実際の地震情報に基づき精度評価を実施するとともに斜面災害や津波による被害の推定アルゴリズムの研究開発を実施。

○地球環境問題への対応に必要な基盤情報の創出引き続き「気候変動リスク情報創生プログラム」を実施し、気候変動がもたらすリスクを評価するために必要な気候変動予測技術の開発や、精密な影響評価技術等の開発を推進。

また、引き続き「気候変動適応戦略イニシアチブ」を実施し、地球観測・予測データ等の多種多様なデータを統合・解析する共通的平台を整備するとともに、そこから創出される成果を気候変動適応策等に活用するための研究開発を推進。

○E-ディフェンスを活用した社会基盤研究

E-ディフェンスを用いて、長時間の長周期地震動による構造物の破壊過程の解明と効果的な被害軽減対策の提案に向けた研究を実施。

中・長期的(3年程度)取組み

○引き続き、上記の研究開発を推進。

期待される効果・達成すべき目標

○都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト

(1) 首都直下地震の地震ハザード・リスク予測のための調査・研究

首都圏の地下構造が明らかになり、地震動の解明に貢献。また、首都直下地震の詳細な揺れ、都市の災害像が明らかになり、災害軽減策の検討に貢献。

(2) 都市機能の維持・回復のための調査・研究

崩壊に対する建物の安全余裕度を解明し、合理的な耐震性向上方策を提案。また、リアルタイムモニタリングシステムにより、地震直後の退避要否、建物の継続利用の判断が迅速かつ正確に行えるようになり、事業継続を支援し都市の機能維持に貢献するとともに、地震により被災した建築物の危険性を判定する応急危険度判定士の致命的不足解消に貢献。

(3) 都市災害における災害対応能力の向上方策に関する調査・研究

災害時に被災者に対して、災害軽減に結びつく適時適確な情報を提供できるようになり、都市における帰宅困難者や避難者等の円滑な応急・復旧対応を支援することが可能となる。また、自治体の防災担当者や大学教員等が、開発されたトレーニングシステムや教材・訓練手法を利用して、住民に対して防災リテラシー向上の効率的な育成を行うことに貢献。

○地球環境問題への対応に必要な基盤情報の創出

気候変動に関する予測・影響評価技術を高度化し、気候変動リスクマネジメントに必要な情報を創出。

○E-ディフェンスを活用した社会基盤研究

本研究で開発・提案した成果が普及し、耐震構造物の建設等に利用されることで、今後想定される首都圏と東海・東南海・南海地震が発生する地域周辺の住民が被る被害(人的被害・資産喪失に直接的に関連する建築物の崩壊・倒壊被害と、地震後の経済活動の縮小・停滞を招くライフライン、産業プラント、機械設備の機能性・健全性の喪失被害等)の軽減化に貢献。

さらに、直下地震や長時間続く長周期地震動を引き起こす海溝型地震によって生じる、構造物の揺れ等の応答を大きく低減し、構造物崩壊を未然に防止する新しい技術を開発。これら技術を自治体等の構造物の耐震化技術に導入、民間企業等に移転するなどして耐震性の不足した構造物に適用することで構造物の被災を軽減化に貢献。

また、上記実験の映像等を公開し、地震による被害や耐震・免震技術の効果を示すことにより、国民の地震防災に対する意識の啓発に貢献。

平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況

○都市の脆弱性が引き起こす激甚災害の軽減化プロジェクト

平成27年度当初予算:397百万円

○E-ディフェンスを活用した社会基盤研究

・(独)防災科学技術研究所 減災実験研究領域 運営費交付金

平成 27 年度当初予算:7,020 百万円の内数

○地球環境問題への対応に必要な基盤情報の創出

・気候変動リスク情報創生プログラム

平成 27 年度当初予算:781 百万円

・気候変動適応戦略イニシアチブ

平成 27 年度当初予算:940 百万円

東日本大震災を受けた防災教育		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月日
目	(ix)「逃げる」ことを含めた地域も巻き込んだ防災教育を推進する。各種機関が持つ映像をはじめ様々な資料や証言集等を活用し、ホームページやその他ツールを用いて、津波に関する啓発の充実強化や減災教育のための教材を作成する。	平成 27 年4月
これまでの取り組み		
○ 新学期にあたって、改めて学校現場における安全管理を徹底し、必要に応じて避難経路等を見直すため、避難経路等のチェックポイントを示しつつ、各教育委員会等において改めて緊急点検をするよう、平成 23 年4月5日に事務連絡を発出。 ○ 平成 23 年6月より、「中央教育審議会 スポーツ青少年分科会 青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会」において、体験的な防災教育等も含めた体験活動の在り方について検討を行い、「今後の青少年の体験活動の推進について(答申)」(平成 25 年1月)においては、「今後、平常時から、体育館やテントでの宿泊、野外炊事といった非常時の生活を想定した体験を行う機会を設けることが必要である。」等が提言されている。 ○ (独)国立青少年教育振興機構において、避難所体験活動を行う防災キャンプ事業や全国の中・高校生が一堂に会して防災について学ぶ防災ジュニアリーダー育成事業等を実施している(例:国立中央青少年交流の家(静岡県御殿場市)において、避難所での生活体験や、避難時に求められる判断力・行動力等を身に付けるためのシミュレーショントレーニング等を行う「子ども防災カトレーニングキャンプ」を実施(平成 26 年 11 月))。 ○ 防災教育の観点に立った青少年の体験活動を推進するため、学校等を避難所と想定し、体験的な防災教育モデルプログラムとその成果の普及を行う「防災キャンプ推進事業」を実施した(平成 24 年度:14 道府県1政令指定都市、平成 25 年度:16 道府県、平成 26 年度:16 道府県)。 ○ 東日本大震災における学校等での経験を把握・分析し、その教訓を次代を担う子どもたちに伝えるとともに、児童生徒等の危険予測・危険回避能力を高めるための防災教育・防災管理等を見直すため、防災教育や防災の専門家からなる「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」を立ち上げ、平成 23 年9月 30 日に中間取りまとめ、平成 24 年7月 25 日に最終報告を公表。 ○ 防災を含む安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定するため、「学校安全の推進に関する計画の策定について」を、平成 23 年9月 22 日の中央教育審議会に諮問し、平成 24 年3月 21 日に答申。答申を受け、東日本大震災をはじめとする災害の教訓などを踏まえ、防災教育を含めた災害安全及び交通安全、生活安全を推進する観点から、国や学校が取り組むべき具体的方策を盛り込んだ「学校安		

全の推進に関する計画」を平成 24 年4月に閣議決定。

- 平成 24 年3月に、東日本大震災で明らかになった教訓を踏まえつつ、地震・津波が発生した場合の具体的な対応について参考となるよう共通的な留意事項をとりまとめたマニュアルの手引きを作成し、配布した。
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災教育に関する教職員向けの総合的な参考資料である『『生きる力』をはぐくむ防災教育の展開(平成 10 年)』を改訂し、平成 25 年3月に全国の学校等へ配布した。
- 防災教育の効果及びその評価の方法を調査研究し、防災教育の体系化につなげる「防災教育の評価に関する研究事業」を実施。報告書を都道府県教育委員会、区市町村教育委員会へ配布。
- 平成 26 年3月に全国の学校設置者へ配布した「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」において、地域の避難所となる学校施設の在り方等について記載。
- 学校安全を推進するための方策の検討等、今後の学校安全の基本的な施策の在り方を中心に専門的な調査審議を行うため、「中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会 学校安全部会」を立ち上げ、平成 26 年 11 月 19 日に審議のまとめを公表。

当面(今年度中)の取組み

- 教職員や児童生徒等の防災に対する意識の向上を図るため、防災教室の講師となる教職員等を対象とした講習会を実施。
- 東日本大震災の教訓を踏まえた新たな防災教育の指導方法や教育手法の開発・普及を行うとともに、緊急地震速報等の防災科学技術を活用した避難訓練等の先進的・実践的な防災教育を行う学校における取り組みへの支援を実施。また、事業実施を通じて、地域の防災関係機関との連携体制を構築・強化。特に南海トラフ巨大地震に係る学校防災の徹底が急務であるため、当該地域においては、これまでの本事業の成果を活用した実践的な取組を重点的に実施。
- (独)国立青少年教育振興機構において、引き続き、防災キャンプ事業や防災ジュニアリーダー育成事業等を実施。
- 平成 27 年度から「子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業」におけるプログラムとして、学校等を避難所とした生活体験や体験的な防災教育プログラムを実施する防災キャンプを実施。

中・長期的(3 年程度)取組み

- 主体的に行動する態度の育成とともに、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めることを目指した教育手法の開発・普及を行うため、モデル事業で得た成果などを通じ、各学校や地方公共団体における取組を促す。
- 作成した安全教育に関する参考資料等の利用状況を把握するとともに、その確実な活用を目指す。全国的な教員研修の場などで安全教育に関する参考資料等の活用推進に努めるとともに、効果的な活用について併せて学校に周知し、全国的な安全教育の質の向上を図る。
- 安全教育の充実については、引き続き次期の学習指導要領改訂に向けた審議において、教育課程全体の議論の中で検討する。
- 「子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業」のプログラムとして引き続き

防災キャンプの実施を図るとともに、これまでの「防災キャンプ推進事業」の成果等を文部科学省ホームページへ掲載するなどして普及に努めていく。

期待される効果・達成すべき目標

- 危険発生時の具体的な対応について参考となるような共通の留意事項を示すことや、緊急地震速報を整備すること等により、各学校等の防災教育・防災管理等の充実に資する。
- 児童生徒等の発達の段階や地域の実情に応じた効果的な防災教育の実践が広がる。
- また、行政・民間企業・地域住民等が連携して取り組むことにより、災害時にも互いに助け合うことのできる地域の絆づくりに繋がる。
- 平常時から、体育館やテントでの宿泊、野外炊飯といった非常時の生活を想定した体験的な防災教育を実施することで、非常時にも臨機応変に判断し、迅速な行動をとることができるようになる。
- モデル事業を通じて得られた成果を全国的に普及し、体験的な防災教育が全国的に行われることを目指す。

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

- ・防災教室の推進 平成 27 年度当初予算 10,743 千円
- ・実践的防災教育総合支援事業 平成 27 年度当初予算 200,923 千円
- ・子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業
平成 27 年度当初予算 19,236 千円
- ・防災キャンプ事業やジュニアリーダー育成事業等の実施
独立行政法人国立青少年教育振興機構 運営費交付金の内数

学校施設の耐震化等		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x i) <u>大規模災害の発生時等にも医療を継続して提供できるよう、耐震化の促進等、医療施設等の防災対策を強化する。</u> 上下水道の耐震化及び複数の水道施設の連結等による広域化を推進する。また、災害に強い石油・ガス等の製造供給設備、供給網を整備する。 <u>学校・試験研究機関の耐震化などの防災対策の推進や危機管理機能のバックアップを図る。</u>また、矯正施設等の収容施設における耐震対策や防災対策を推進し、倒壊等に伴う逃走等への国民の不安を解消する。また、災害時に地方公共団体等を支援する観点から、国の庁舎等について、耐震化をはじめとする防災機能の強化を図る。	平成 27 年4月
これまでの取組み		
○ 東日本大震災において、学校施設が子供の命を守っただけではなく避難所としても機能したことを踏まえ、公立学校施設の安全性を確保するため、既存施設の補強や改築などの耐震化事業や、防災対策事業、また老朽化が著しく安全性に問題のある公立学校施設の老朽対策を実施している。(平成 23 年度当初予算:805 億円、平成 23 年度第1次補正予算:340 億円、平成 23 年度第3次補正予算:1,627 億円、平成 24 年度当初予算:1,246 億円、平成 24 年度予備費:730 億円、平成 24 年度補正予算:1,884 億円、平成 25 年度当初予算:1,271 億円、平成 25 年度補正予算:1,506 億円、平成 26 年度当初予算:1,271 億円) ○ 国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校(以下「国立大学法人等」という。)の施設については、これまで、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成 23 年8月 26 日文部科学大臣決定、平成 23～27 年度)に基づき、耐震化をはじめとする老朽施設の改善や附属病院の再開発整備及び防災機能強化等を、毎年度国立大学法人施設整備費等を措置することにより計画的・重点的に実施してきている。(平成 23 年度当初予算:437 億円、平成 23 年度第3次補正予算:641 億円、平成 24 年度当初予算:915 億円、平成 24 年度予備費:467 億円、平成 24 年度補正予算:1,235 億円、平成 25 年度当初予算:593 億円、平成 25 年度補正予算:471 億円、平成 26 年度当初予算:550 億円) ○ 私立学校施設の防災機能の強化を図るために緊急に対応すべきものとして、学校施設の耐震化とともに、新たに非構造部材の耐震対策、備蓄倉庫、自家発電設備等の防災機能強化のために必要な施設の整備を支援。さらに、耐震対策のための新たな長期低利融資制度の創設による支援を実施。また、私立学校施設の耐震改築のため		

の利子助成による支援を実施。また、平成 24 年度補正予算では、耐震改修等の補助対象事業を実施する学校に対する新たな長期低利融資制度を創設するとともに、実施設計費の上限の撤廃等の制度改正を実施。さらに、平成 26 年度予算においては、耐震性能が著しく低い建物や技術的に補強工事を行うことが困難な建物に対する耐震改築(建替え)事業を新たに創設。(平成 23 年度当初予算:52 億円、23 年度第3次補正予算:150 億円、平成 24 年度補正予算:119 億円、平成 25 年度当初予算:124 億円、25 年度補正予算:30 億円、平成 26 年度当初予算:123 億円、うち耐震改築予算:60 億円)

- 非構造部材の耐震点検・対策の取組としてについて、特に致命的な事故が起こりやすい屋内運動場等の天井等については、点検や対策の手法を具体的に示した「手引」や、対策の事例をまとめた「事例集」を示すことにより取組の加速化を図った。さらに、屋内運動場等の天井等の総点検と落下防止対策の実施を求める通知を国公私立の学校設置者に対して発出し、特に国公立学校における、屋内運動場等の天井等の総点検を可能な限り平成 25 年度中に、遅くとも平成 26 年度までに完了するよう、また、平成 27 年度までの速やかな落下防止対策の完了を目指して取り組むよう教育委員会等に要請した。

また、平成 26 年3月に「学校施設における非構造部材の耐震対策の推進に関する調査研究報告書」を、平成 27 年3月に「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(改訂版)」を取りまとめた。

- 学校施設の防災機能に関する実態調査(国立教育政策研究所文教施設研究センター)等を踏まえ、学校施設の防災機能の強化を図るよう都道府県教育委員会等に要請した。
- 津波対策及び避難所となる学校施設の在り方について、平成 26 年 3 月に「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」を取りまとめ、基本的な考え方と計画・設計上の留意点を示した。

当面(今年度中)の取組み

- 公立学校施設については、非構造部材も含めた耐震化の推進とともに防災機能の強化、老朽化対策を進めるため、地方公共団体が計画している事業について支援を実施。(平成 26 年度補正予算:408 億円、平成 27 年度当初予算:2,049 億円)
- 国立大学法人等施設については、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成 23 年8月 26 日文部科学大臣決定、平成 23～27 年度)に基づき、耐震化をはじめとする老朽施設の改善等を推進する(平成 26 年度補正予算:194 億円、平成 27 年度当初予算:526 億円)。
- 私立学校施設の耐震化など防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策や備蓄倉庫、太陽光発電、自家発電設備等の防災機能強化のための整備を支援するとともに、耐震対策のための長期低利融資制度による支援を実施。さらに、平成 27 年度においては耐震化に係る地方財政措置を拡充。(26 年度補正予算 280 億円、うち耐震改築予算 195 億円、平成 27 年度予算 125 億円)
- 学校施設の屋内運動場の天井等をはじめとした非構造部材の耐震対策について、施設特性や地域特性等を踏まえた効果的・効率的な対策手法等の開発を行う「学校施設の天井等非構造部材の耐震対策先導的開発事業」を委託事業として実施。(平成

27 年度当初予算:1.4 億円) ○ 学校施設の防災機能の強化等について地域特性等を踏まえたモデル研究を行う「学校施設の防災力強化プロジェクト」を委託事業として実施。(平成 27 年度当初予算:0.2 億円)
中・長期的(3 年程度)取組み
○ 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」(平成 18 年4月 24 日文科科学省告示第 61 号、平成 23 年5月 24 日最終改正)に基づき、引き続き、公立学校施設の非構造部材を含めた耐震化や防災機能の強化をはじめとした施設整備を推進する。 ○ 「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成 23 年8月 26 日文科科学大臣決定、平成 23～27 年度)に基づき、国立大学法人等施設の非構造部材も含めた耐震化をはじめとする老朽施設の改善等を推進する。 ○ 引き続き、私立学校施設の耐震化や防災機能強化を推進し、早期の耐震化完了を目指し、継続的に支援していく。 ○ 公立学校施設における特に致命的な事故の起こりやすい屋内運動場等の天井等落下防止対策について平成 27 年度までの速やかな完了を目指す。
期待される効果・達成すべき目標
○ 目標:平成 27 年度までに公立学校施設の耐震化を完了させる。 耐震化率(見込み) ・平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度当初予算事業実施後:約 98% 目標:公立学校施設における特に致命的な事故の起こりやすい屋内運動場等の天井等落下防止対策について平成 27 年度までの速やかな完了を目指す。 ○ 目標:平成 27 年度までに国立大学法人等施設の耐震化を完了させる。 耐震化率(見込み) ・平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度当初予算事業実施後:約 98% 目標:国立学校施設における特に致命的な事故の起こりやすい屋内運動場等の天井等落下防止対策について平成 27 年度までの速やかな完了を目指す。 ○ 私立学校施設の耐震化については、国公立学校の耐震化の状況を勘案しつつ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。 耐震化率(見込み) ・平成 27 年度予算執行後:約 90%(大学等)、約 87%(高校等)
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」
○ 公立学校施設整備事業 ・平成 26 年度補正予算 :408 億円(一般会計のみ) ・平成 27 年度当初予算 :2,049 億円(うち復興特別会計:1,404 億円) ○ 国立大学法人等施設整備事業 ・平成 26 年度補正予算 :194 億円 ・平成 27 年度当初予算 :526 億円(うち復興特別会計:39 億円) ○ 私立学校施設の耐震化促進事業

- ・平成 26 年度補正予算 :280 億円
- ・平成 27 年度当初予算 :125 億円(うち復興特別会計 113 億円)
- 学校施設の屋内運動場の天井等をはじめとした非構造部材の耐震対策について、施設特性や地域特性等を踏まえた効果的・効率的な対策手法等の開発を行う「学校施設の天井等非構造部材の耐震対策先導的開発事業」を委託事業として実施。(平成 27 年度当初予算:1.4 億円)
- 学校施設の防災機能の強化等について地域特性等を踏まえたモデル研究を行う「学校施設の防災力強化プロジェクト」を委託事業として実施。
 - ・平成 27 年度当初予算 :0.2 億円

安定した研究環境の確保		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x i) 大規模災害の発生時等にも医療を継続して提供できるよう、耐震化の促進等、医療施設等の防災対策を強化する。 上下水道の耐震化及び複数の水道施設の連結等による広域化を推進する。また、災害に強い石油・ガス等の製造供給設備、供給網を整備する。 <u>学校・試験研究機関の耐震化などの防災対策の推進や危機管理機能のバックアップを図る。</u>また、矯正施設等の収容施設における耐震対策や防災対策を推進し、倒壊等に伴う逃走等への国民の不安を解消する。また、災害時に地方公共団体等を支援する観点から、国の庁舎等について、耐震化をはじめとする防災機能の強化を図る。	平成 27 年 6 月
これまでの取組み		
○ 東日本大震災により、被災地の大学等において多くの生物遺伝資源が毀損・消失し、危険な状態にさらされたことを踏まえ、被災地の大学等における研究活動を支援するとともに、一度途絶えたと二度と復元できない生物遺伝資源が、今後災害が生じた際にも毀損・消失することのないよう、次の取組を行った。 ① 独立行政法人理化学研究所(平成 27 年度からは国立研究開発法人に移行)において、生物遺伝資源のバックアップ体制を整備するとともに、非常時に水・電気・液化窒素を供給できる設備・体制を整備した。また、被災地の大学には生物遺伝資源の無料配布を行った。 ② 大学共同利用機関法人自然科学研究機構基礎生物学研究所において、実験途上の生物遺伝資源の受入・保管・返還を行う「大学連携バイオバックアッププロジェクト」により、大学サテライト拠点(北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋大学、大阪大学、京都大学及び九州大学)と相互連携して、生物遺伝資源のバックアップ体制を強化し、約 169 万サンプルを保管するとともに、これらの DNA 情報の整備等を行い、当該遺伝資源の付加価値を向上させた。また、利用者のニーズに応じて、ストローによる精子保存等を新たに開始するとともに、多様な生物遺伝資源を長期安定的にバックアップするため、新規保存技術開発を行い、ゼニゴケ及び両生類精子の長期保存法を開発した。		

当面(今年度中)の取組み
○ 理化学研究所において、引き続き生物遺伝資源のバックアップ及び提供を行う。 ○ 自然科学研究機構基礎生物学研究所において、引き続き大学サテライト拠点と連携し、生物遺伝資源のバックアップを行う。今後は、多様な生物遺伝資源をそれぞれに最適な方法で長期安定的にバックアップできる体制を整備するために引き続き新規保存技術開発を行う。
中・長期的(3年程度)取組み
○ 自然科学研究機構基礎生物学研究所及び理化学研究所において、引き続き研究に不可欠な生物遺伝資源のバックアップ体制を整備し、生命科学分野をはじめとする様々な分野において安定した研究環境の確保を図る。また、理化学研究所バイオリソースセンターにおいて、引き続き世界最高水準の生物遺伝資源の提供を行う。
期待される効果・達成すべき目標
○ 自然科学研究機構基礎生物学研究所において行う「大学連携バイオバックアッププロジェクト」によって、実験途上の生物遺伝資源を広域災害等から保護し、学術研究上の極めて重要な基盤を提供する。また、生物遺伝資源に関する中核的機関である理化学研究所バイオリソースセンターの基盤設備を強化することにより、生命科学分野をはじめとする様々な分野の安定した研究環境の確保を図る。
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況
・大学連携バイオバックアッププロジェクト(平成 27 年度当初予算) ※国立大学法人運営費交付金 1,094,546 百万円の内数 ・災害時等に備えたバイオリソースのバックアップ事業(平成 27 年度当初予算) ※国立研究開発法人理化学研究所運営費交付金 51,481 百万円の内数

災害観測・監視システムの整備		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x iv) 災害発生後の迅速な被害把握や防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的な情報共有を図るため、総合防災情報システムの機能拡充とその情報通信網である衛星通信ネットワークの機能強化を図る。	平成 27 年 4 月
これまでの取り組み		
○ 東日本大震災では、未だかつてない広域巨大災害であることに鑑み、政府の情報集約活動に貢献することを目的として、陸域観測技術衛星「だいち」による被災地の緊急観測を実施し、防災関係機関にデータを提供。また、「だいち」に加え、国際的な枠組み(センチネル・アジア、国際災害チャータ)による海外衛星での集中的な観測も実施。これらの衛星による観測データは、地上や航空機では取得困難な広域的な被害状況の把握、災害対応計画の立案等に用いられた。特に「だいち」による広域かつ詳細な観測データは、地殻変動の把握、立体視観測による災害状況把握、津波による浸水面積の把握、災害漂流物の把握等に活用された。これらの「だいち」の技術をさらに発展させ、活用していくことにより、災害発生後の迅速な被害把握につながる総合防災情報システムの機能拡充が可能となる。平成 26 年度は、「だいち」の後継機としてレーダセンサを搭載する陸域観測技術衛星2号「だいち2号」を打ち上げ、災害時の全容把握、国土保全管理などに必要となる広域観測を行い、内閣府(防災担当)を通じて国内各省・地方公共団体へのデータの配布を開始した。 ○ 一方、東日本大震災時には、地上通信網が被災し、発災直後の通信途絶による避難・救助等の遅延、被災下でのインターネット接続環境の喪失等が発生。被災地からの要望により、技術試験衛星Ⅷ型「きく8号」(ETS-Ⅷ)と超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)による岩手県及び宮城県の自治体への衛星通信回線の提供を行い、インターネット接続による住民による安否情報確認、自治体派遣の医療チームや海上保安庁による関係者との情報共有や地図情報確認、IP 電話による情報共有、ハイビジョンテレビ会議による情報共有に活用された。災害に強い情報通信ネットワークの構築のためには、これらの衛星通信技術をさらに発展させ、活用していくことが必要である。平成 25 年度まで、「きずな」を用いて、地方自治体や日本医師会等と連携して、大規模災害時を想定した情報共有等の実証実験を実施。また、「きく8号」を用いて、他の研究機関等と連携して、津波ブイからの伝送等の防災に関する実証実験を実施。平成 26 年度は、「きずな」、「きく8号」の実証実験を継続するとともに、災害時に衛星通信用の可搬局を現場にヘリコプターで輸送するための実証を実施。		

当面(今年度中)の取組み
○ ALOS-2 を用い、災害時の全容把握、国土保全管理などに必要となる広域観測、内閣府(防災担当)を通じて国内各省・地方公共団体へのデータの配布を継続する。ALOS で獲得した技術を発展させた広域かつ高分解能撮像が可能な光学センサを搭載した先進光学衛星、同衛星等と国内地上局間の観測データの大容量伝送、リアルタイム伝送を実現する光データ中継衛星の開発に着手する。 ○ 災害に強い情報通信ネットワークの構築の実現を目指し、「きく8号」や「きずな」で実証された衛星通信技術及びその利用成果を発展させる次世代情報通信衛星に関する技術検討を行う。また、「きずな」、「きく8号」を用いた防災に関する実証実験を平成 26 年度に引き続き実施。
中・長期的(3 年程度)取組み
○ 災害発生後の迅速な被害把握につながる総合防災情報システムの機能拡充を目指し、「だいち」の後継機として、レーダセンサを搭載する ALOS-2 については、衛星運用及び内閣府(防災担当)を通じた国内関係府省・地方公共団体へのデータ配布を継続して実施する。先進光学衛星及び光データ中継衛星について、それぞれ、平成 31 年度の打上げを目指して開発を進める。 ○ 防災関係機関の横断的な情報共有につながる衛星通信ネットワークの機能強化に資する取組として、携帯電話での衛星通信を可能とする技術、被災地に通信能力を集中し、小型・省電力の地上装置により直ちにインターネット接続環境を確保できる技術の開発等により、災害により地上通信網に被害が出た状況でも、安定して災害情報伝達及び連絡を可能とし、必要な場所に早急に地上ネットワークを再構築できるシステムを目指して、次世代情報通信衛星の研究開発を推進。
期待される効果・達成すべき目標
○ 今後5年以内に、ALOS-2 等による災害監視を実施する。達成すべき目標は以下のとおり。 ・広域観測:「だいち」では最大 350km 観測幅→最大 490km 観測幅に向上(ALOS-2) ・観測頻度:「だいち」では最大2日に1回の頻度→最大 12 時間に1回の頻度に向上(ALOS-2) ・データ処理提供時間:「だいち」ではデータ受信から3時間以内→データ受信から1時間以内に向上 また、防災関係機関等による、船舶、航空機、ヘリコプター、地上観測網と連携し、それぞれのデータを統融合することにより、特に津波災害に対して、早期警戒・予測情報、被災推定情報、被災情報等を迅速かつ的確に把握、提供。あわせて、復興に向けた計画策定(都市計画、農業生産計画等)や再生状況などの情報を広域、迅速かつ的確に把握、提供する。 ○ 水域抽出技術の高度化など、津波災害による被害状況の把握精度の向上、短時間間隔による継続的な状況把握を行う。達成すべき目標は以下のとおり。 【ALOS-2】 ・分解能の向上により浸水面積の算出誤差を最大で 1/10 以下とする。また、1～3m(推定値)以上の長さの災害漂流物の検出を可能とする。 ・冠水箇所を明瞭に識別する高感度観測モードも活用する。

- ・350km(最大 490km)の広観測幅で地殻変動を検出する、など。
- 先進光学衛星を開発し、分解能 1m 以内で日本全域を高頻度に観測することにより、被災状況の詳細把握とともに平時からハザードマップの詳細化・タイムリーな更新を可能とする。
- 次世代情報通信衛星の研究開発により、以下のような成果が期待される。
 - ・現状の衛星携帯電話は専用端末を配備しておく必要があるが、本技術開発により衛星の能力を向上することで、災害発生時等に被災地等において携帯電話による緊急情報(余震情報、津波情報、避難経路等)伝達や、メール等による双方向通信を可能とする。
 - ・現状の通信衛星は通信能力を変更できないため、災害発生時でも平時と同じ固定的な通信能力の中で通信を行うことになるが、本技術により特定地域へ通信能力を集中することを可能とすることで、災害発生時の被災地等において安否確認や復興に必要なより多くの情報をタイムリーに提供できるようにする。
 - ・東日本大震災で多くの地上局が使用不可となったが、これに代替する現状の衛星通信用の可搬局は、質量が比較的大きく持ち運びが容易ではない、設置や運用に複数の専門スタッフで対応する必要がある、動作に必要な電力確保に大型の発電機が必要であるなどの課題が残った。本研究開発により、輸送性・可搬性に優れた、自動車電源(シガーソケット)でも利用可能な小型・簡易・省電力の衛星端末でのブロードバンド通信を実現することで、災害発生時の被災地等において必要な場所に早急に地上ネットワークを再構築できる。

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

- ・技術試験衛星Ⅷ型「きく8号」(ETS-Ⅷ)
 - 平成 27 年度当初予算:100 百万円※¹
- ・超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)
 - 平成 27 年度当初予算:586 百万円※¹
- ・データ中継衛星(DRTS)の運用と継続確保等
 - 平成 27 年度当初予算:527 百万円※¹
- ・陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)の研究開発
 - 平成 27 年度当初予算:2,295 百万円※²
- ・先進光学衛星の開発
 - 平成 27 年度当初予算:5,060 百万円※¹
- ・光データ中継衛星
 - 平成 27 年度当初予算:3,148 百万円※¹
- ・次世代情報通信衛星の技術検証
 - 平成 27 年度当初予算:43 百万円※¹

※¹: 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の運営費交付金の一部

※²: 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の地球観測システム研究開発補助金

災害状況の迅速・広範囲な把握に有用な観測衛星		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	文部科学省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x v) 防災・復旧の観点からの地理空間情報の活用や災害時の被害状況の把握等について衛星システムの活用を含めて検討する。	平成 27 年4月
これまでの取組み		
○ 東日本大震災では、未だかつてない広域巨大災害であることに鑑み、政府の情報集約活動に貢献することを目的として、陸域観測技術衛星「だいち」による被災地の緊急観測を実施し、防災関係機関にデータを提供。また、「だいち」に加え、国際的な枠組み(センチネル・アジア、国際災害チャータ)による海外衛星での集中的な観測も実施。これらの衛星による観測データは、地上や航空機では取得困難な広域的な被害状況の把握、災害対応計画の立案等に用いられた。特に「だいち」による広域かつ詳細な観測データは、地殻変動の把握、立体視観測による災害状況把握、津波による浸水面積の把握、災害漂流物の把握等に活用された。 防災・復旧の観点からの災害時の被災状況の把握等のためには、「だいち」の技術をさらに発展させ、活用していくことが必要。 平成 26 年度は、「だいち」の後継機としてレーダセンサを搭載する陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)を打ち上げ、災害時の全容把握、国土保全管理などに必要となる広域観測を行い、内閣府(防災担当)を通じて国内各省・地方公共団体へのデータの配布を開始した。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 平成 27 年度は、ALOS-2 を用い、災害時の全容把握、国土保全管理などに必要となる広域観測、内閣府(防災担当)を通じて国内各省・地方公共団体へのデータの配布を継続する。ALOS で獲得した技術を発展させた広域かつ高分解能撮像が可能な光学センサを搭載した先進光学衛星、同衛星等と国内地上局間の観測データの大容量伝送、リアルタイム伝送を実現する光データ中継衛星の開発に着手する。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 防災・復旧の観点からの災害時の被災状況の把握等の実現を目指し、「だいち」の後継機として、レーダセンサを搭載する ALOS-2 の衛星運用及び内閣府(防災担当)を通じた国内関係府省・地方公共団体へのデータ配布を継続して実施する。先進光学衛星及び光データ中継衛星について、それぞれ、平成 31 年度の打上げを目指して開発を進める。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 今後5年以内に、ALOS-2 等による災害監視を実施する。達成すべき目標は以下のとおり。 ・広域観測:「だいち」では最大 350km 観測幅→最大 490km 観測幅に向上(ALOS-2)		

・観測頻度:「だいち」では最大2日に1回の頻度→最大 12 時間に1回の頻度に向上 (ALOS-2)

・データ処理提供時間:「だいち」ではデータ受信から3時間以内→データ受信から1時間以内に向上

また、防災関係機関等による、船舶、航空機、ヘリコプター、地上観測網と連携し、それぞれのデータを統融合することにより、特に津波災害に対して、早期警戒・予測情報、被災推定情報、被災情報等を迅速かつ的確に把握、提供する。あわせて、復興に向けた計画策定(都市計画、農業生産計画等)や再生状況などの情報を広域、迅速かつ的確に把握、提供する。

- 水域抽出技術の高度化など、津波災害による被害状況の把握精度の向上、短時間間隔による継続的な状況把握を行う。達成すべき目標は以下のとおり。

【ALOS-2】

・分解能の向上により浸水面積の算出誤差を最大で 1/10 以下とする。また、1～3m (推定値)以上の長さの災害漂流物の検出を可能とする。

・冠水箇所を明瞭に識別する高感度観測モードも活用する。

・350km(最大 490km)の広観測幅で地殻変動を検出する、など。

- 先進光学衛星を開発し、分解能 1m 以内で日本全域を高頻度に観測することにより、被災状況の詳細把握とともに平時からハザードマップの詳細化・タイムリーな更新を可能とする。

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

・陸域観測技術衛星2号(ALOS-2)の研究開発^{※1}

平成 27 年度当初予算:2,295 百万円

・データ中継衛星(DRTS)の運用と継続確保等^{※2}

平成 27 年度当初予算:527 百万円

・先進光学衛星の開発^{※2}

平成 27 年度当初予算:5,060 百万円

・光データ中継衛星^{※2}

平成 27 年度当初予算:3,148 百万円

※1:国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の地球観測システム研究開発補助金

※2:国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の運営費交付金の一部

医療施設の耐震化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(xi)大規模災害の発生時等にも医療を継続して提供できるよう、耐震化の促進等、医療施設等の防災対策を強化する。(以下略)	平成 27 年 5 月
これまでの取組み		
医療施設の耐震化については、災害拠点病院、救命救急センター、二次救急医療機関を対象として、平成21年度第1次補正予算で、都道府県に医療施設耐震化臨時特例基金を設置し、さらに、平成22年度予備費、平成23年度第3次補正予算、平成24年度予備費及び補正予算により積み増しを行った。 ※1 平成23年度第3次補正予算及び平成24年度予備費については、災害拠点病院、救命救急センターが対象。 ※2 平成24年度補正予算は、二次救急医療機関のうち、耐震性の低い施設が対象。 また、「災害医療等のあり方に関する検討会」での議論を踏まえ、災害拠点病院の指定要件の見直し、日本DMAT活動要領の見直し、医療計画策定に向けた指針の見直しなどを行った。		
当面(今年度中)の取組み		
平成27年度においても、引き続き医療提供体制施設整備交付金等を活用して、災害拠点病院等の耐震化の促進を図る。		
中・長期的(3年程度)取組み		
医療施設耐震化臨時特例基金の活用により、災害の発生時にも医療を継続して提供できるよう災害拠点病院等の耐震化の支援を行う。		
期待される効果・達成すべき目標		
平成25年度までに交付した基金による耐震化整備終了時には、災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率は約9割となる予定であり、今後もさらなる耐震化率の向上を目指す。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
平成26年度補正予算において、医療提供体制施設整備交付金を計上		

試験研究機関における防災対策の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	厚生労働省
節	(4)	
項	⑤	作成年月
目	(xi) 学校・試験研究機関の耐震化などの防災対策の推進や危機管理機能のバックアップを図る。	平成 27 年 5 月
これまでの取組み		
当面(今年度中)の取組み		
○ 試験研究機関において、災害時等に求められる国家危機管理対策上必要な体制整備(毒性試験に必要なバリアシステム機能の強化)を行う。 ※平成23年度第3次補正予算において、国の施設等について耐震化整備等を図るための予算を計上し、必要な体制整備を実施した。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 国家危機管理対策上必要な体制整備を行う。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		

飼料の安定供給対策の推進				
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所				府省名
章	5 復興施策			農林水産省
節	(3)	(4)		
項	③	⑤		作成年月
目	(vi)	(xii)		平成 27 年6月
これまでの取組み				
○ 災害発生時等にも畜産農家に飼料を安定的に供給できるよう、国による飼料穀物の備蓄数量を 35 万トンから 60 万トンに引き上げ(平成 25 年度)。 ○ 災害時にも飼料の安定供給を確保するための対策(例:配合飼料の保管体制、緊急時の相互融通体制の構築、災害対応の強化等)のあり方について、事業継続計画の策定状況等も含め、主要飼料メーカー等と意見交換。 ○ 飼料メーカーに対して、事業継続計画の策定状況を含む取組内容に関する調査を実施。この結果を基に、飼料関係団体に飼料の安定供給体制の確保に向けた更なる取組を促す通知を発出(平成 24 年7月 18 日)。				
当面(今年度中)の取組み				
○ 災害発生時等にも畜産農家に飼料を安定的に供給できるよう、国による飼料穀物の備蓄数量として 60 万トンを引き続き確保。 ○ 生産者団体や飼料メーカー等に対し、飼料の安定供給体制を強化するための民間レベルでの取組みについて計画的な実施を促す。				
中・長期的(3 年程度)取組み				
○ 災害発生時等にも畜産農家に飼料を安定的に供給できる水準の飼料用穀物の備蓄数量を引き続き確保。 ○ 生産者団体や飼料メーカー等に対し、飼料の安定供給体制を強化するための民間レベルでの取組みについて計画的な実施を促す。				
期待される効果・達成すべき目標				
○ 上記の取組みを通じ、飼料原料の供給が途絶するような災害等の有事にあっても、生き物である家畜の命を繋ぐことで、畜産業の存立基盤や消費者に対する畜産物の安定供給を確保する。				
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」				
・飼料穀物備蓄対策事業 1,580 百万円(平成 27 年度予算)				

災害を想定したサプライチェーン対策		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	農林水産省
節	(4)	
項	⑤	作成年月
目	(xii)	平成 27 年 5 月
これまでの取組み		
○ 大震災等の災害発生時にも食料供給に不安が生じないよう、BCP の策定を継続して推進。 ○ 食品産業事業者間の連携を促進するための指針の作成等。 ○ 食品産業事業者間の緊急時における取り決めや協定を確実にするための訓練や演習のマニュアルの作成。 ○ 食料の安定供給に資する取組の定着・強化を図るため、食品産業事業者等における事業継続計画（BCP）や事業者間連携等の緊急時に備えた取組に係る事例集を作成。 ○ 東北地域で災害時においても円滑な食料供給を可能とする災害時にも機能する物流拠点を構築するため、被災地以外の関係者も含めた協議会の開催に対する支援を実施。（23 年度：協議会を2回開催） ○ 被災地に対する他地域からのバックアップ体制のあり方等、災害時にも機能する食品のサプライチェーンの構築に向けた検討に対する支援を実施。（24 年度：協議会を4回開催、意見交換会を1回開催） ○ 食品関連事業者等の共同・連携による、被災地（岩手県、宮城県、福島県）における物流拠点の新設・増改築を支援。（9施設に対して支援） ○ 首都直下地震及び南海トラフ地震の発生が懸念される地域において、災害時にも機能する食品サプライチェーンの構築や実証を実施する取り組みに対し支援を実施。災害時のマニュアルや連携・協力のひな形等を作成。（25 年度：会議を3回開催、実証を3地区で実施 26 年度：会議を3回開催、実証を2地区で実施）		
当面（今年度中）の取組み		
○ 食品産業事業者の関連施設にかかる立地状況等をまとめた食料産業ハザードマップを作成し、上記マニュアルやひな形等も使用した啓発・普及のためのセミナー及び事業者間のマッチングの場を全国各地で開催することで事業者間の新たな連携・協力体制構築を図る取組を支援。		
中・長期的（3 年程度）取組み		
○ 災害時にも機能する食品のサプライチェーンの連携体制構築を促進 ○ 食品産業事業者が主体的に緊急事態に取り組むための環境づくりを検討		

期待される効果・達成すべき目標
○ 事業継続計画の策定又は見直しの検討、あるいは食品産業事業者間の連携についての取決めの締結又は検討を行った事業者数の増加。 ○ 災害時にも円滑な食料供給を維持するための食品産業事業者間の連携・協力体制構築割合の増加。
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」
・食品サプライチェーン強靱化総合対策事業(23 百万円)(平成 27 年度)

被災農地等の復旧その他経営再開までの支援等					
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所					府省名
章	5 復興施策				農林水産省
節	(3)	(3)	(4)		
項	③	③	⑤		作成年月
目	(i)	(ii)	(xviii)		平成 27 年 4 月
これまでの取組み					
① 農地・水保全管理支払復旧活動支援交付金において、被災した農地周りの水路の補修等を行う集落を支援。 平成 26 年度は、3 地域協議会に対して復旧活動支援交付金による活動を支援。 ② 被災した農地・農業用施設に係る償還中の土地改良事業負担金について、利子を助成（平成 27 年 3 月末現在、95 地区に利子助成を実施）。 ③ 都道府県、市町村、農林水産業関係団体等の協力の下、農山漁村における農林水産業関係の雇用、農地や住まい等に関する受入情報を被災農家等へ提供（住居約 2,000 戸・棟、雇用約 800 人、農地約 350ha 分の受入情報を提供）するとともに、他の地域へ移転を希望する被災農家等と受入れ可能な農山漁村とのマッチングを支援（平成 27 年 3 月末までに、住居 57 戸に 160 名、雇用 20 農業生産法人等へ 30 名、農地等約 45.6ha に 75 戸・1 社の受入を支援）。 ④ 避難先等で耕作放棄地を活用し営農活動の再開に取り組む被災農家等への支援を 63 地区（142 人）において実施するとともに、その他の地区においても事業着手に向け調整中（平成 27 年 4 月末現在）。 ⑤ 被災により経常賦課金の徴収が困難となっている土地改良区に対し、業務運営の維持に必要な資金借入れの無利子化や業務書類・機器等の復旧に対する支援を実施（26 年度は、20 土地改良区に対して支援）。					
当面（今年度中）の取組み					
① 平成 27 年度は、地域協議会において集落からの申請に基づき、順次復旧活動支援交付金を交付。 ② 引き続き、土地改良事業負担金の利子を助成。 ③ 引き続き、被災農家等に受入れ可能な農山漁村の雇用、農地、住まい等に関する情報を提供し、被災農家等の意向を踏まえた円滑な移転を支援。 ④ 引き続き、耕作放棄地を活用し営農活動の再開に取り組む被災農家等への支援を実施。 ⑤ 引き続き、被災した土地改良区に対する支援を実施。					
中・長期的（3 年程度）取組み					
○ 引き続き、地域の実情に応じ、支援を検討。					

期待される効果・達成すべき目標
○ 被災した農地周りの水路等の補修にきめ細やかに対応して早期復旧を図るとともに、集落を支える広域的な保全管理体制を整備しつつ、農業用施設を長寿命化。 ○ 被災地から移転した被災農家等の営農継続及び被災地における営農再開までの切れ目のない支援。 ○ 土地改良区の機能回復及び自立的な業務運営の確保。
平成 26 年度補正予算及び 27 年度予算における予算措置状況
・農地・水保全管理支払交付金 29 百万円(平成 27 年度予算)【復興特会】 ・農家負担金軽減支援対策事業 13 百万円(平成 27 年度予算)【復興特会】 ・農山漁村被災者受入円滑化支援事業 18 百万円(平成 27 年度予算)【復興特会】 ・被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業 149 百万円(平成 27 年度予算)【復興特会】 ・被災土地改良区復興支援事業 38 百万円(平成 27 年度予算)【復興特会】

津波警報をはじめとした防災情報の適時・適切な提供		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(iii)	平成 27 年 5 月
これまでの取組み		
○ 巨大地震のより正確なマグニチュードの推定や住民の避難につながるよう情報文を分かりやすく改善する等した津波警報の運用を開始。 ○ 被災したアメダスや地震・津波観測点等の復旧に加え、防災情報の強化を図るため、臨時観測点の設置等の他、被災地域の気象レーダーのドップラー化やウィンドプロファイラの新規整備を実施。 ○ 東日本大震災の復旧・復興活動に有効に利用いただくため、被災地域の気象情報等をまとめた情報のホームページや防災担当者向け電子メール等による提供を開始。 ○ 災害発生時においても気象監視や防災気象情報の提供を確実に継続するため、気象官署や観測点の非常用電源や通信機能等を強化。 ○ 津波警報をはじめとする防災情報の強化に必要な、地震・津波、台風集中豪雨等の観測網の新規整備や強化（広帯域強震計、海底津波計、気象ドップラーレーダー、火山観測施設等）。 ○ 警報の発表基準をはるかに超える地震・津波等を予想した際に、地域住民に最大限の警戒を呼び掛ける「特別警報」の制度を創設。 ○ 緊急地震速報・津波観測情報を迅速に提供すること等を可能とする次世代システムの整備に着手。		
当面（今年度中）の取組み		
○ これまでの取組みの成果を取り入れ、地震・津波、気象状況等を 24 時間体制で監視し、津波警報をはじめとした防災気象情報の適時・的確な提供を実施する。特に、緊急地震速報・津波観測情報を迅速に提供すること等を可能とする次世代システムの整備を引き続き実施する。		
中・長期的（3 年程度）取組み		
○ 引き続き、地震・津波、気象状況等を 24 時間体制で監視し、津波警報をはじめとした防災気象情報の適時・的確な提供を実施する。		
期待される効果・達成すべき目標		
—		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
—		

災害に強い国土構造への再構築		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(iv)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
○ 日本全体の災害対応について再点検を行い、将来起こりうる大災害に備えるため、東日本大震災から得られる教訓を踏まえ、広域的な国土政策の観点から、災害に強い国土・地域づくりの基本的方向性を示していくことが喫緊の課題である。 ○ このような重要課題の検討を目的に、平成23年6月に国土審議会政策部会防災国土づくり委員会が設置され、災害に強い国土への再構築を図るという課題について調査審議をいただき、平成23年7月に「災害に強い国土づくりへの提言」(以下「本提言」)がとりまとめられた。 ○ 本提言では、巨大災害を想定した場合、個々の施設等の対策を超えた、より広域的、総合的な観点からの国土政策上の対応が必要であるとされている。 (災害に強い国土構造への再構築に関する検討) ○ 災害に強いしなやかな国土の形成に向けて、東京圏の中核機能のバックアップ、広域交通基盤の被災時の代替性・多重性の確保による災害時の緊急輸送における対応、長期的な災害リスク増大に対応した国土利用方策、安定的なエネルギー供給が可能な国土の形成等に関する検討を実施した。 ○ 特に、東京圏の中核機能のバックアップに関しては、平成23年12月より、「東京圏の中核機能のバックアップに関する検討会」を設置し、基礎的な論点とその考え方等を内容とするとりまとめを行った(平成24年4月5日)。 (東北圏広域地方計画の見直し) ○ 本提言を踏まえ、東北圏広域地方計画の見直しに向け、現行計画の検証・点検を実施した。検証・点検に当たっては、被災・復旧状況等の情報をデータベース化するとともに、震災を通して得られた教訓・課題及び被災地域における復興計画や地域コミュニティの再生に向けた課題等を整理・分析する等、持続可能で災害に強い圏域づくりに向けた調査を実施した。 (広域地方計画の総点検) ○ 本提言を踏まえ、広域地方計画に位置付けられている現在の防災関連プロジェクトが今後発生しうる地震・津波災害等に対して十分な内容となっているかどうか等を検証し、関連するプロジェクトの強化・見直しのための検討を行った。 (「国土のグランドデザイン2050」の策定) ○ 急激な人口減少・少子化や高齢化をはじめ、首都直下地震や南海トラフ巨大地震など巨大災害の切迫、グローバリゼーションの進展による国家・都市間競争の激化等、近年の我が国の国土を取り巻く極めて大きな変化を踏まえ、今後の国土・地域づくりの指針となる、中長期(おおむね 2050 年)を見据えた、「国土のグランドデザイン20		

50」を平成 26 年 7 月に策定した。

(国土形成計画(全国計画)の中間とりまとめ)

- 「国土のグランドデザイン2050」等を踏まえ、平成 26 年 9 月に国土形成計画の改定に着手し、平成 27 年 3 月には国土審議会計画部会において計画の基本的な考え方を「中間とりまとめ」としてまとめた。
- 「中間とりまとめ」では、国土づくりの目標の一つに「安全で、豊かさを実感することのできる国」を掲げ、そのために「災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築」を目指すこととしている。

(国土形成計画(広域地方計画)の改定に向けた検討)

- 「国土のグランドデザイン2050」の策定、全国計画の改定に向けた検討等を踏まえつつ、各ブロックの広域地方計画協議会において、広域地方計画の改定に向けた検討に着手した。

当面(今年度中)の取組み

(条件不利地域における地域防災力の向上)

- 既存公共施設を再編し、廃校舎等を災害時には避難施設となりうる地域の拠点施設へ改修する取組みを支援する。

(新たな国土形成計画(全国計画)の策定)

- 「中間とりまとめ」を踏まえ、引き続き検討を進め、平成 27 年夏頃を目途に新たな国土形成計画(全国計画)策定を策定し、その推進を図る。

(新たな国土形成計画(広域地方計画)の策定)

- 新たな全国計画等を踏まえ、各ブロックの広域地方計画協議会における協議を経て、平成 27 年度中を目途に新たな広域地方計画を策定する。

中・長期的(3 年程度)取組み

(新たな広域地方計画の推進)

- 各ブロックにおいて、新たな広域地方計画に位置づけられた防災関連プロジェクト等を推進し、災害に強い圏域づくりの取組みを進める。

(条件不利地域における地域防災力の向上)

- 大規模災害時に孤立化しやすい条件不利地域(過疎、山村、半島、離島、豪雪地域)の集落において、既存公共施設を再編し、廃校舎等を避難施設となりうる防災機能を有する地域の拠点施設へ改修する等の具体的な取組みを支援する。

期待される効果・達成すべき目標
○ 以上の取組みを行うことによって、巨大災害が生じた場合にあっては、国土やそれを構成する地域が総体として対応し、互いに支え合える体制を構築すること等を通じて、安全・安心を確保した災害に強いしなやかなシステムを持つ国土の形成を図ることが期待される。
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況
(条件不利地域における地域防災力の向上) ・「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(集落活性化推進事業費補助金) 270 百万円 (新たな国土形成計画(全国計画)の策定) ・国土形成計画の改定等 127 百万円 (新たな国土形成計画(広域地方計画)の策定) ・国土形成計画(広域地方計画)の改定 232 百万円

小笠原諸島における津波対策		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(iv)(xi)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
○ 小笠原諸島父島の二見港は、本土との交通拠点として、また、周辺海域における船舶の避難、休息、補給基地としての役割を担っている。 ○ 防波堤は、泊地の静穏度を確保する役割があるが、コンクリート等の老朽化が著しく、防波堤の機能を欠く恐れがある。このため、防波堤の改良を行う必要があり、継続的に 行ってきたところ。 ○ 二見漁港は、第4種漁港として他県船の避難・休憩・前進基地としての役割のほか、地元漁業者の生活安定に大きく寄与している。そのため、東南海・南海地震の発生に伴う津波の影響による既設防波堤の被災を未然に防ぎ、漁港施設の機能確保を図るため、既設防波堤の改良(補強)を実施してきたところ。 ○ 父島浄水場は、昭和45年に建設され、経年による施設の老朽化及び、平成15年12月に東南海・南海地震防災対策推進地域の指定により、浸水予測図が作成され、その中で、父島浄水場は浸水地域になっている。今後災害発生時には、村民の生命に影響することが予想されることから、浄水場の移転が緊急的に必要である。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 二見港、二見漁港については、前年度に引き続き、防波堤改良及び新設を実施する。 ○ 父島浄水場については、I 期工事を行う。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 二見漁港、父島浄水場の整備を引き続き進める。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 今回の東日本大震災では、父島において最大1.8mの津波を観測し、車両が水没する被害が発生したところであり、大規模地震の発生に伴う津波の影響による被災を未然に防ぐためには、防波堤の改良等の整備を早急にすすめるなければならない。防波堤の改良、父島浄水場の高台移転を進めることにより、大規模地震が発生した場合の津波の影響による被災を未然に防ぐことができるものであり、成果目標(アウトカム)としては、平成 25 年度に小笠原村総人口 2,500 人(2,397 人(平成 23 年度))としている。		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
—		

大規模地震、津波等による離島の孤立化回避対策(衛星携帯電話等の整備)		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
○ 離島地域自らの創意工夫による自立的発展の促進のため市町村が交流事業を実施する上で、島の定住人口以上にも及ぶ観光客も含めた島内の人々の安全確保、減災への対応を図るため、平成23年度第三次補正予算において、大規模地震、津波等により孤立化する可能性のある離島における災害時の救急、救助の連絡、情報収集等に要する既存地上系統通信システムを補完する衛星携帯電話及び非常用電源設備を地方自治体の要望を踏まえ整備した。 ○ 具体的には、離島振興法第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域の有人離島のうち、31島対象に実施した。		
当面(今年度中)の取組み		
—		
中・長期的(3 年程度)取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
—		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
—		

住宅・建築物の省エネ化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	②再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策等の推進 ⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(②)(i)(ii) (⑤)(v)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
○ 平成 23 年度第 3 次補正予算において、東日本大震災の被災地における住宅・建築物のゼロ・エネルギー化等の取組みに対する補助を実施。 ○ 平成 24 年度補正予算において、民間等が行う省エネ改修等に対する補助を全国で実施。 ○ 平成 23 年度～平成 26 年度当初予算において、住宅・建築物における省CO2対策・長寿命化を推進するため、住宅・建築物の省CO2の実現性や住宅の長寿命化に資するリーディングプロジェクト等の提案に対する補助を全国で実施。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 引き続き、中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組みや、先導的な省CO2技術を導入する住宅・建築物のリーディングプロジェクト、省エネ性能の向上に資する建築物リフォーム等に対する支援を実施する。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 引き続き、住宅・建築物の省エネ化を推進する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(H11 基準)達成率 42%(平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの数値)→100%(平成 32 年度)		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
・環境・ストック活用推進事業 130億円の内数(平成 26 年度補正予算) ・環境・ストック活用推進事業 60.75億円の内数(平成 27 年度予算) ・地域型住宅グリーン化事業 110億円の内数(平成 27 年度予算)		

住宅の省エネ化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
○ 住宅エコポイントは、平成 21 年度第 2 次補正予算で創設され、平成 22 年 3 月 8 日より申請受付を開始。 ○ 平成 22 年度経済危機対応・地域活性化予備費において、制度の 1 年延長（平成 23 年 12 月末まで）を措置。 ○ 平成 22 年度補正予算において、エコリフォーム等に併せて設置する住宅設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽）へのポイント発行対象の拡充を措置。 ○ なお、当初の想定を大きく上回る活用が図られたことから、工事の着工・着手の期限（平成 23 年 12 月末）を平成 23 年 7 月末に前倒し。 ○ 平成 23 年度第 3 次補正予算において、住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を図るため、復興支援・住宅エコポイントとして再開。 ○ 再開にあたっては従来の制度を変更し、被災地活性化のための措置を実施。 ・被災地のポイントをその他地域の倍にする。 ・発行されるポイントの半分以上を被災地の特産品・被災地への義援金など被災地支援商品に交換する。 ○ ポイント発行の対象となる工事の着工・着手の期限は、平成 24 年 10 月末で終了。		
当面(今年度中)の取組み		
-		
中・長期的(3 年程度)取組み		
-		
期待される効果・達成すべき目標		
東日本大震災からの復興、被災地の経済活性化及び住宅の省エネ化の推進を図る。		
平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況		
-		

住宅・建築物の耐震化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(v)	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
○ 不特定多数の者が利用する大規模建築物等について耐震診断を義務付けること等を内容とする耐震改修促進法の改正 ○ 耐震診断・耐震改修に係る助成や税制、融資による住宅・建築物の耐震改修の促進 ○ 復興支援・住宅エコポイントによる耐震改修支援		
当面(今年度中)の取組み		
○ 耐震診断・耐震改修に係る適切な情報提供、助成、税制及び融資による住宅・建築物の耐震改修の促進 ○ 平成 27 年度予算において、耐震診断の義務付け対象となる建築物に対して、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援する仕組み(平成 25 年度より実施)を引き続き実施。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 耐震診断・耐震改修に係る助成や税制、融資による住宅・建築物の耐震改修の促進 ○ 改正法及び支援策による耐震改修の促進		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 住宅・建築物の耐震化が促進される。 ○ 住宅の耐震化率 95%(平成 32 年) ○ 多数の者が利用する建築物の耐震化率 95%(平成 32 年)		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
○耐震診断・耐震改修に係る助成 ・社会資本整備総合交付金(通常) 25 億円の内数(平成 26 年度補正) 9,018 億円の内数(平成 27 年度予算) ・防災・安全交付金 505 億円の内数(平成 26 年度補正) 1 兆 947 億円の内数(平成 27 年度予算) ・耐震対策緊急促進事業 180 億円(平成 27 年度予算)		

官庁施設の耐震化をはじめとする防災機能の強化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	国土交通省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(xi)	平成 27 年 6 月
これまでの取組み		
○ 平成 26 年度は、過年度に引き続き東日本大震災により被害を受けた官庁施設の復旧等を実施。		
当面(今年度中)の取組み		
-		
中・長期的(3 年程度)取組み		
-		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 東日本大震災により被害を受けた官庁施設の復旧や改修等により、国の庁舎等の来訪者等の安全と災害応急対策活動に必要な機能を確保。		
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
-		

災害に強い廃棄物処理システムの構築		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	環境省
節	(4)	
項	⑤	作成年月
目	(xiii)	平成 27 年 6 月
これまでの取組み		
＜災害廃棄物対策指針の策定＞ 災害廃棄物対策については、平成10年10月に「震災廃棄物対策指針」を策定するとともに、平成17年6月には「水害廃棄物対策指針」を策定し、災害廃棄物の処理に係る防災体制の整備を重ねて要請してきた。また、毎年度実施する、全国都道府県環境担当部局長会議等においても、同様の要請を実施してきている。 さらに、大規模地震に加え、津波の発生によりさまざまな災害廃棄物が混ざり合い、その性状も量もこれまでの災害をはるかに超えた被害が広範囲に発生した東日本大震災での災害廃棄物及び津波堆積物の処理等で得られた知見や経験を踏まえ、平成26年3月に、災害廃棄物対策指針を策定し、自治体等に周知した。 ＜廃棄物処理施設整備計画の策定＞ 平成25年度から29年度までを計画期間とした新たな「廃棄物処理施設整備計画」を、平成25年5月に閣議決定した。 本計画では、災害対策の強化については、廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を円滑に処理するための拠点と捉え直し、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持し、代替性及び多重性を確保するとともに、地域の核となる廃棄物処理施設においては、施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、廃棄物処理システムとしての強靱性を確保することとしている。 ＜浄化槽の整備を進めるなど、災害に強い廃棄物処理体制を構築＞ 平成16年度の「三位一体改革」により、従来の補助金制度を廃止し、平成17年度から新たに「循環型社会形成推進交付金」を創設。 市町村が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画（循環型社会形成推進地域計画）。計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付。 平成23年度3次補正予算及び平成24・25・26年度当初予算において、東日本大震災に起因する災害廃棄物の処理を進めるとともに、東日本大震災復興交付金（現復興庁計上）により被災地の復興のための浄化槽整備を支援。 ＜大規模災害発生時における災害廃棄物対策の検討＞ 東日本大震災を遙かに上回る規模の大規模災害（南海トラフ巨大地震や首都直下地震）においては、その被災地域が一都道府県内では留まらず、また隣接する都道府県間のみでは必要な対応が行えない等により、通常災害とは次元の異なる対応が		

必要となる。このため、東日本大震災の教訓等を踏まえ、国、都道府県、市町村、民間事業者等の各主体が平時から備えておくべき大規模災害特有の事項を整理し、被災しなかった地域や平時には廃棄物処理に従事しない事業者も含めて一丸となって対策を行っていくことが重要となる。

そこで、平成25年度以降、「巨大地震発生時における災害廃棄物検討委員会」を開催し、大規模な災害発生時における災害廃棄物対策の具体化に向けた検討を行った。平成26年度には、制度的な担保が必要なものを中心に「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキームについて（制度的な側面からの論点整理を踏まえた基本的考え方）」をとりまとめ、その成果を踏まえた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案」（平成27年3月24日閣議決定）を国会に提出した。

当面（今年度中）の取組み

＜浄化槽の整備を進めるなど、災害に強い廃棄物処理体制を構築＞

平成26年度に創設した、災害対策の強化に資するエネルギー効率の高い施設について重点的に支援するための交付対象事業を継続実施。また、復興地域の浄化槽整備を促進するための重点的な財政措置等により復興支援を実施する。

＜大規模災害発生時における災害廃棄物対策の検討＞

平成27年度は、平成27年3月24日に閣議決定された廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案の成立を目指すとともに、その運用、実施を通じて、東日本大震災のような大規模な災害が発生した場合に生じる膨大な量の災害廃棄物を含め、平時から災害時における廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に実施するため、全国単位、地域ブロック単位等各レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進める。

具体的には、各レベルにおいて、[1] 地方公共団体間の連携、[2] 地方公共団体と民間事業者等との連携、[3] 仮置場の確保等、具体的な対策について協議を進める。あわせて、循環型社会形成推進交付金を効果的に活用し、廃棄物処理施設の耐震化や防災拠点化等を推進するとともに、実際に大規模災害が発生した時には、地方公共団体等と十分に連携しつつ、必要な支援を行えるよう、サポート体制の強化を図る。

中・長期的（3年程度）取組み

＜浄化槽の整備を進めるなど、災害に強い廃棄物処理体制を構築＞

廃棄物処理施設整備計画が示す方向性等を踏まえ、地域の防災拠点となり得る施設を戦略的に支援。また、復興地域の浄化槽整備を促進するための財政措置等により引き続き復興支援に努める。

＜大規模災害発生時における災害廃棄物対策の検討＞

大規模な災害に備えた国・自治体・事業者等が共有できる行動計画の策定を目指し、各地方環境事務所とも連携して、地域に即したより具体的な検討を進めていく。

期待される効果・達成すべき目標
＜廃棄物処理システムの強靱化＞ 新たな「廃棄物処理施設整備計画」並びに改正後の廃棄物処理法及び災害対策基本法が示す方向性等を踏まえ、災害対応も念頭に置いた強靱な一般廃棄物処理システムの確保が図られる。 ＜浄化槽の整備を進めるなど、災害に強い廃棄物処理体制を構築＞ 一般廃棄物処理施設・浄化槽の適切な更新・整備を行うことで、地域における安全・安心を確保し、災害時においても一般廃棄物処理施設・浄化槽の処理能力を確保するとともに防災拠点として整備することにより、被災地の迅速な復旧・復興を可能とする。また、これにより循環型社会、低炭素社会の推進、良好な水環境や健全な水循環の確保に資する。
平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況
・循環型社会形成推進交付金 平成 26 年度補正：28,300 百万円 平成 27 年度当初：56,518 百万円（うち浄化槽 8,421 百万円） ・東日本大震災復興交付金（復興庁計上） ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業 平成 26 年度補正：20,489 百万円 平成 27 年度当初：950 百万円 ・浄化槽情報基盤強化推進事業費 平成 26 年度当初：16 百万円

災害派遣活動基盤としての自衛隊施設の機能の維持・強化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(V)…自衛隊等による長期間、広範囲かつ大規模な避難活動、救援活動や救急・救出救助活動…防災拠点(災害に強い施設)…の整備…	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
自衛隊施設の災害派遣活動基盤としての機能を強化するため、23年度3次補正予算、24年度予算、24年度1次補正予算、25年度予算及び25年度1次補正予算、26年度予算及び26年度補正予算において、大規模災害等の際に自衛隊による救助活動や被災者支援活動等の拠点となる自衛隊施設について、 ○ 庁舎等の耐震化 ○ 非常用電源施設の整備 ○ 燃料タンクの整備 ○ 即応部隊保持駐屯地倉庫の整備 ○ 駐機場のかさ上げ等の津波対策 ○ 洗濯・乾燥機材等の後方支援用備品の整備 などの施策を計画・実施。 26年度においては、23年度3次補正予算、24年度予算、24年度1次補正予算、25年度予算、25年度補正予算で計画した事業のうち一部を除いて整備が完了している。 26年度予算、26年度1次補正予算で計画した事業についても一部完了している。		
当面(今年度中)の取組み		
26年度1次補正予算で計画した庁舎等の耐震化、津波対策等の整備及び27年度予算で計画した庁舎等の耐震化、駐機場のかさ上げ等の津波対策などの早期完成に向け、着実に事業を実施する。また、平成27年度予算で計画した広域防災拠点となりうる自衛隊の展開拠点の確保のための基本構想業務、空自美保基地における災害対処拠点の整備、市ヶ谷庁舎被災時の代替機能の整備に着手する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
庁舎等の耐震化、滑走路等の整備、駐機場のかさ上げ等の津波対策、給水施設整備などの事業を推進し、防災拠点の整備を行う。		
期待される効果・達成すべき目標		
大規模災害時の部隊の初動対処や増援部隊の受け入れ、各駐屯地・基地等の継続的な対処能力などの向上を図る。		

「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」

平成26年度1次補正予算においては、災害等対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のため、庁舎等の耐震化及び津波対策等の整備の経費を計上。

- ・庁舎等の耐震化 6,834 百万円【一般会計】
- ・津波対策(松島基地) 973 百万円【一般会計】
- ・津波対策等検討に係る備品の調達 15 百万円【一般会計】

平成27年度予算においても、災害等対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のため、引き続き駐屯地・基地等の庁舎等の耐震化の促進及び駐機場のかさ上げ等の津波対策等の経費を計上。また平成27年度予算においては、広域防災拠点となりうる自衛隊の展開拠点の確保、空自美保基地における災害対処拠点の整備、市ヶ谷庁舎被災時の代替機能の整備等に着手するための経費を計上。

- ・庁舎等の耐震化 23,137 百万円【一般会計】
- ・津波対策(基本検討等) 93 百万円【一般会計】
- ・災害対処における自衛隊の展開基盤の確保(基本構想業務) 8 百万円【一般会計】
- ・空自美保基地における災害対処拠点の整備(調査費等) 645 百万円【一般会計】
- ・市ヶ谷庁舎被災時の代替機能の整備 136 百万円【一般会計】

災害派遣等を踏まえた防衛省における医療体制の整備		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v)…防災拠点(災害に強い施設)…の整備… (xi)…医療施設等の防災対策を強化	平成27年 4月
これまでの取組み		
○ 自衛隊病院等で使用する各種医療器材、個人携行救急品等の整備を実施してきた。 ○ 自衛隊病院の拠点化・高機能化の一環として自衛隊札幌病院の建替、仙台病院の耐震補修工事を実施してきた。 ○ 部内外の部隊、機関等と連携し、一般臨床医学分野のみならず、各種分野における専門家の育成に取り組んでいる。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 引き続き野外手術システムの充実を図り、部隊レベルの医療対応能力の向上を進めている。 ○ 自衛隊病院の拠点化・高機能化の一環として、福岡病院の建替えに伴う基本検討及び阪神病院の耐震改修工事並びに入間病院の整備に係る基本検討を実施。 ○ 陸上自衛隊衛生学校に整備したシミュレーション施設を利用し、災害医療分野における外傷対応にも応用できる訓練を実施する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 自衛隊の任務遂行に際して、効率的かつ効果的な衛生活動を実施するため、引き続き自衛隊病院等で使用する各種医療器材等の整備を実施していく。 ○ 阪神病院の耐震改修工事を実施していく。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ これらの施策は、基本的に自衛隊としての防衛力整備上の必要性から整備するものであるが、防災対策の強化・復興施策、災害派遣等への対応といった面においても、国民の安全確保に寄与することが大いに期待される。		
「平成26年度補正予算及び平成27年度予算における予算措置状況」		

被災地で活躍する自衛隊に対するメンタルケア		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(vi) …後方支援(メンタルケアや託児支援を含む)を含む災害対処能力の向上…	平成27年 5月
これまでの取組み		
○ 防衛省は、災害派遣隊員が心身に受けた影響からの回復を図り、今後の任務に安心して邁進できる環境を整えるため、防衛大臣政務官をチーム長とする「東日本大震災派遣隊員ケア推進チーム」を設置した。 ○ 災害派遣活動中のメンタルヘルスケアは、平素より各駐屯地等に配置している部内外のカウンセラーや臨床心理士等の活用に加え、メンタルヘルス教育及びカウンセリング態勢等を強化した。具体的には、以下のとおり。 ・ 陸上自衛隊では、部隊指揮官等に対するメンタルヘルス教育実施のためメンタルヘルス巡回指導チームを宿営地に派遣するとともに、部隊指導の参考用のハンドブックを配布、また毎日の活動終了後に解除ミーティングを実施 ・ 海上自衛隊及び航空自衛隊では、護衛艦及び各基地に精神科医官及び臨床心理士を派遣 ・ 各自衛隊において、継続的にストレス状態を把握するため、チェックシートを用いたメンタルヘルスチェックを実施 ・ 東北防衛局(仙台市)に、防衛医大からメンタルヘルスケア専門の医師等を派遣		
当面(今年度中)の取組み		
○ 派遣された隊員がPTSD やうつ状態に陥ったり、自殺することを防止するため必要な施策を、総合的・中長期的観点から推進している。具体的には、以下のとおり。 ・ 中隊長等による面接・生活指導を実施し、隊員の身上把握を実施。 ・ 面接等において、問題がある隊員に対しては、指揮官、カウンセラー、臨床心理士及び医官などが連携し、メンタルヘルスケアに努めている。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 引き続き、上記「当面(今年度中)の取組み」を継続する。 ○ 心理幹部等による各部隊指揮官に対する、惨事ストレスに関する教育を含むメンタルヘルス教育を実施し、教育を更に充実させる。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 東日本大震災に伴う災害派遣において、隊員が長期間の厳しい任務に従事することにより心身に受けた影響から回復できるようにする。		
平成26年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況		
・メンタルヘルスケアの充実として、部外カウンセラーの招へい及び部外講師による部内相談員等の育成経費など、180百万円を計上【一般会計】		

隊員に対する緊急登庁支援(児童の一時預かり)体制の整備		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	※(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vi)…後方支援(メンタルケアや託児支援を含む)を含む災害対処能力の向上…	平成27年 4月
これまでの取組み		
災害派遣等の緊急登庁時において、隊員の子の一時的な預け先を確保するために、自衛隊の駐屯地等で児童を一時的に預かる体制を整備している。 平成26年度までに、陸上自衛隊の132個駐屯地、海上自衛隊の20基地及び航空自衛隊の4基地においてベビーベットや安全マット等の備品を整備した。		
当面(今年度中)の取組み		
陸上自衛隊及び航空自衛隊において、緊急登庁時に児童の一時預かりを実施するための備品(ソフトブロック、安全マット)を逐次整備する。 また、隊員に対する緊急登庁支援の実効性を向上させるため、実際に児童を預かり訓練を実施する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
平成28年度までに、航空自衛隊の所要の基地において、緊急登庁支援(児童の一時預かり)の体制を整備し、各自衛隊の駐屯地等で整備備品の老朽更新をしていく予定である。 各自衛隊において、実際に児童を預かり訓練を実施し、実効性を向上させていく。		
期待される効果・達成すべき目標		
災害派遣等の緊急登庁時に隊員の子の預け先を確保することにより、隊員が安心して任務遂行できるとともに、災害派遣隊員の最大化が図られることから、災害対処能力の向上が期待される。		
「平成26年度補正予算及び平成27年度予算における予算措置状況」		
【平成26年度補正予算】 陸上自衛隊 ・駐屯地における備品の整備 7百万円【一般会計】 【平成27年度予算】 陸上自衛隊 ・駐屯地における備品の整備 14百万円【一般会計】 ・訓練経費 7百万円【一般会計】 航空自衛隊 ・基地における備品の整備 13百万円【一般会計】 ・営舎維持費 0.3百万円【一般会計】		

原子力、地震、津波災害への対処能力の向上		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤ 今後の災害への備え	作成年月
目	(vi)…原子力、地震、津波災害に対する…自衛隊…の装備や活動等を踏まえ…災害対処能力の向上	平成27年 5月
これまでの取組み		
各種災害対処における情報通信能力や津波災害等に対処する救助能力、災害時の初動対処能力の向上など、被災地での今後の活動に即応し得る能力を充実するための事業等に係る経費を計上した。		
当面(今年度中)の取組み		
26年度補正予算及び27年度予算にて計上した装備品等について、着実な執行を図り、災害対処能力の向上を図る。		
中・長期的(3年程度)取組み		
取得した装備品について、必要な訓練等を行うことにより、災害時における迅速かつ効果的・効率的な対処能力の向上を図る。		
期待される効果・達成すべき目標		
原子力、地震、津波といった災害に際し、迅速かつ効果的に対処するために必要な自衛隊の装備・器材等を充実することによって、国民の安全・安心の確保に万全を期す。		
平成26年度補正予算 及び 平成27年度予算における予算措置状況		
26年度補正予算の事業として、 ○自衛隊の災害対処能力の向上等 ・輸送ヘリコプター(CH-47J改修)の改修[2機] 9,594百万円【一般会計】 ・連絡偵察機(LR-2)の取得[1機] 1,902百万円【一般会計】 ・軽装甲機動車の取得[43両] 1,496百万円【一般会計】 ・NBC偵察車の取得[1両] 588百万円【一般会計】 ・96式装輪装甲車の取得[8両] 1,209百万円【一般会計】 ・野外通信システムの整備[2式] 15,748百万円【一般会計】 ・人命救助システムの整備[33式] 180百万円【一般会計】 ・山岳救助用装備の取得[2式] 9百万円【一般会計】 ・個人用防護装備の取得[1,000組] 200百万円【一般会計】 ・化学防護衣の取得[378組] 65百万円【一般会計】 27年度予算の事業として、 ○自衛隊の災害対処能力の向上等 ・ティルト・ローター機(V-22)の取得[5機] 51,610百万円【一般会計】 ・水陸両用車(AAV7)の取得[30両] 20,282百万円【一般会計】 ・おおすみ型輸送艦の改修 583百万円【一般会計】 ・救難ヘリコプター(UH-60J)の取得[1機] 4,896百万円【一般会計】 ・新多用途ヘリコプターの共同開発 1,026百万円【一般会計】 ・野外手術システムの取得[1式] 161百万円【一般会計】 ・双腕作業機の取得[2両] 60百万円【一般会計】 ○原子力災害等への対処能力の向上のための事業		

- ・各種線量率計の取得[4 式] 10 百万円【一般会計】
 - ・NBC警報器の取得[1組] 228 百万円【一般会計】
 - ・個人用防護装備の取得[6,200 組] 1,234 百万円【一般会計】
 - ・化学防護衣の取得[534 組] 83 百万円【一般会計】
 - ・新除染セットの取得[3 両] 186 百万円【一般会計】
- ※ 金額は、装備品等の製造等に要する初度費を除く。

防災関係部署への退職自衛官等の配置や全国各地域からの隊員の確保を通じた地方公共団体との連携強化による災害対処能力の向上		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vi)防災に専門的知見を有する退職自衛官等の国のスタッフの活用等を通じた地方公共団体との連携強化	平成 27 年 5 月
これまでの取組み		
多くの自衛官は若年で退職することから、防衛省では退職自衛官の再就職援護施策を幅広く実施してきた。その一環で、自衛隊との連携の強化及び地方公共団体の危機管理能力の向上に繋がる施策として、従来から退職自衛官の地方公共団体の防災関係部局への再就職を進めてきたところ、そのような退職自衛官が東日本大震災での各種対応において専門的見地から寄与したことを踏まえ、地方公共団体に対する退職自衛官の再就職援護を更に強化することとした。(なお、平成 27 年 3 月 31 日現在では、各都道府県及び市町村の防災関係部門に勤務する退職自衛官は 334 名であり、平成 22 年度末に比して 150 名の増加となっている。)		
当面(今年度中)の取組み		
退職自衛官の地方自治体への再就職に関しては、現在、各都道府県については1県を除き採用実績があるが、全国的に見ると、市町村において採用が少ないため、市町村に対する退職自衛官の採用に関する働きかけを強化するほか、地方自治体への雇用促進のための調査・分析及び施策の検討を実施する。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
当面の取り組みを引き続き実施。		
期待される効果・達成すべき目標		
退職自衛官の防災関係部局への再就職により、災害等発生時における地方公共団体と自衛隊との連携強化及び、平時の防災計画策定への退職自衛官の参画による地方公共団体の災害対処能力の強化が期待される。数値目標については、各地方公共団体のニーズ等も踏まえる必要があり、定量的な目標を示すのは困難であるが、現在都道府県については1県を除き採用の実績があるところ(都道府県レベルでは全国で 77 名:27 年 3 月 31 日現在)、各地方自治体のニーズ等を踏まえつつ、引き続き各都道府県への採用及び、全国的に採用の実績が比較的少ない各市町村レベル(187 市 4 区 27 町 3 村に 257 名:27 年 3 月 31 日現在)に退職自衛官の採用を促進するような施策を推進する。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
平成27年度 防災・危機管理教育 18百万円【一般会計】		

放射能汚染環境下で利用できる装備品の研究開発		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vi)・・・除染や情報収集等の関連研究・技術開発を実施・・・	平成27年 4月
これまでの取組み		
○ CBRN※汚染環境下において、自衛隊が情報収集、がれき処理や警戒監視等各種作業を実施するため、①遠隔操縦可能な無人施設作業重機や②除染性に優れた防護マスクの研究事業、③CBRN汚染された人員等の除染に必要な除染能力を向上した装置の開発事業を23年度3次補正で計上し実施。26年度は、試作品の製造・性能確認試験を引き続き実施。 ○ 24年度予算に経費を計上した、CBRN汚染環境下において、屋内等の狭い空間に進入しての偵察任務で使用する遠隔操縦式の小型偵察無人機の研究事業とCBRN汚染の脅威に対処するため、有害物質の大気拡散を予測・評価し、汚染発生エリアを推定可能とするシステムについての研究事業を実施。26年度は、試作品の製造・性能確認試験を引き続き実施。 ※ CBRN: Chemical、Biological、Radiological、Nuclear(化学、生物、放射線、核)		
当面(今年度中)の取組み		
○試作品の性能確認試験を実施し、技術的観点からの評価等を継続して各研究開発事業を実施。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○各事業について、試作品の設計、製造を進め、納入後、引き続き性能確認試験を実施。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 小型偵察無人機については、屋内といった見通し性が困難な空間における無人操縦能力の向上が期待される。 ○ 無人施設作業重機については、遠隔での不整地操縦能力やがれき処理能力の向上が期待される。 ○ CBRN汚染の拡散予測・発生エリアを推定するシステムの研究については、発生エリアの予測を行うことで、的確な除染作業等に対応可能となる。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
・CBRN 汚染環境下での遠隔操縦式の小型偵察無人機の研究 65 百万円【一般会計】 ・CBRN 汚染環境下での遠隔操縦可能な無人施設作業重機の研究 395 百万円【一般会計】 ・CBRN 汚染の拡散予測・発生エリアを推定するシステムの研究 140 百万円【一般会計】		

自衛隊と関係機関との情報共有のための通信の確保		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vi)…警察、消防、海上保安庁、自衛隊は災害時において情報共有等一層の連携の強化…	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
○ 震災時には各省庁等が現地対策本部等において情報共有を行い、連携して救援活動を実施しているところであるが、現場レベルにおいて不測の事態に必要な情報共有を行うための手段として、連絡や情報データ伝送が可能な防災無線機を23年度補正予算にて整備したところ。また、異種無線機との通信が可能な拡張性を有し、野外において、関係機関と現地部隊、現地部隊相互間の通信が可能な野外通信システムを23年度補正予算から整備したところ。 ○ 海上自衛隊と海上保安庁との通信連携のため、相互に通信可能な無線機を23年度補正予算から整備したところ。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 関係機関との具体的な通信の連携要領については、今後、各種訓練の場を通じて検討を行っている。 ○ 海上自衛隊と海上保安庁との通信連携のための無線機については、平成27年度以降も逐次整備を行っていく予定。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 今後、関係省庁との間で、各種訓練の実績等を踏まえ、必要に応じて通信に関する協定の締結等を検討していく。 ○ 一方、民間を含め、国全体として連携を強化するための方策について議論する枠組みも別途必要と考える。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 関係機関との通信の確保により、現場間での情報共有が図られ、各種場面における連携強化に資するものであり、より円滑な災害活動が期待される。		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
26年度補正予算の事業として、 ・野外通信システムの整備15,748百万円【一般会計】 27年度予算の事業として ・野外通信システムの整備3,358百万円【一般会計】 ・海上保安庁とのUHF通信機能の整備193百万円【一般会計】 ※金額は、装備品等の製造等に要する初度費を除く。		

地方公共団体が策定する防災計画への自衛隊の積極的な参画と防災訓練への参加		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vii)…国と地方公共団体の連携強化を図るため、自衛隊等…が防災訓練に積極的に参加…地域防災計画の充実を働きかける。	平成 27 年 4 月
これまでの取組み		
各地方公共団体などが開催する防災訓練に積極的に参加し、参加関係機関等との連携強化に努めた。 都道府県及び市町村の防災会議の委員として自衛官を配置し、地域防災計画の作成に関する調整を実施した。		
当面(今年度中)の取組み		
今後も引き続き、地方公共団体などと平素から連携を強化し、地方公共団体の策定している防災計画に、自衛隊の災害派遣活動の役割や連絡体制などが適切に記載され、迅速かつ的確に自衛隊が災害派遣を行えるよう積極的に働きかける。 また、同様に円滑な災害派遣活動を行うため、地方公共団体や関係機関及び NPO、NGO などの民間組織が一体となった地震、水害などを想定した災害対処のための各種共同訓練に自衛隊が積極的に参加するとともに、より一層、実効性を確保するための関係機関等が連携した訓練に努める。 さらに、防災訓練等を通じ、各部隊等が保有する資機材等を使用した救援活動等について、関係機関及び在日米軍と共有を図る。		
中・長期的(3 年程度)取組み		
同上。		
期待される効果・達成すべき目標		
地方公共団体の防災計画における自衛隊の役割の明示と救援活動に係る地方公共団体・関係機関等との共同訓練の連携の強化 災害時の関係機関の役割分担の構築及び、自衛隊の災害派遣時における円滑な救援活動の実施		
「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算における予算措置状況」		
・原子力災害を含む災害に対応する訓練等 1, 079 百万円【一般会計】 東日本大震災の教訓を踏まえ、自然災害への対応に加え、原子力災害等への対応を強化するため、各種訓練や演習を 27 年度においても継続して実施。		

地域の人道支援・災害救援分野の後方支援の拠点の設置		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	防衛省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(viii)防災・減災の分野での国際貢献の観点から、我が国を含む、アジア太平洋地域における大規模災害発生時の後方支援の拠点の設置について、必要性、重要性、効率性、既存の体制等を勘案しつつ幅広い角度で検討する。	平成 27 年 5 月
これまでの取組み		
○ 平成24年度において、アジア太平洋地域における大規模災害発生時の後方支援の拠点について、地理的な優位性を踏まえ、我が国の南西地域に設置することを重点的に検討するため、南西地域を対象として、既存施設の現況等調査を実施		
当面(今年度中)の取組み		
○ 平成27年度以降、上記調査結果を踏まえ検討		
中・長期的(3 年程度)取組み		
○ 平成27年度以降、上記調査結果を踏まえ検討		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 人道支援・災害救援のための後方支援の地域的な拠点を日本国内に設けることにより、防災・減災の分野で国際社会にも積極的に貢献		
平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度予算における予算措置状況		
—		